

令和4年度

佐世保市包括外部監査結果報告書

令和4年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮

目 次

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1	包括外部監査の概要	1
第 2	事件を選定した理由	1
第 3	包括外部監査の手法	2
第 4	包括外部監査の期間	3
第 5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	4
第 6	利害関係	4
第 7	報告書の構成	4

第 2 部 佐世保市の財政及び人口の推移

第 1 章	佐世保市の財政の推移	
第 1	普通会計	7
第 2	一般会計	10
第 3	財政に関する見通し	13
第 2 章	人口の推移	17

第 3 部 佐世保市立中学校の施策

第 1 章	監査の観点・方法	18
第 2 章	佐世保市の学校教育の施策	
第 1	佐世保市の教育に関する大綱、政策	18
第 2	佐世保市立中学校の概要	26

第3	佐世保市立中学校の部活動	3 2
第4	佐世保市立中学校のICT活用状況	3 9
第5	佐世保市の各市立中学校への指導状況	4 2
第6	校則問題	7 3
第3章	佐世保市教育委員会	
第1	教育委員会制度について	8 2
第2	組織構成	8 4
第3	事務分掌	9 0
第4	財政状況	9 4

第4部 佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営

第1章	監査の観点・方法	1 1 3
第2章	佐世保市立中学校全域の概要	
第1	佐世保市立中学校の生徒数等	1 1 3
第2	佐世保市の通学地域	1 1 4
第3章	佐世保市立中学校の事務分掌	1 2 4
第4章	佐世保市立中学校における事件・事故	
第1	はじめに	1 5 1
第2	平成29年度から令和3年度の期間における教職員 への懲戒処分	1 5 1
第3	学校生活・登下校中の救急搬送事例	1 5 4
第4	中学生の非行・虞犯等	1 6 6

第5部 佐世保市立中学校の往査

第1章	監査の観点・方法	177
第2章	市立中学校往査：清水中学校	177
第3章	市立中学校往査：江迎中学校	199
第4章	市立中学校往査：広田中学校	226
第5章	市立中学校往査：宇久中学校	262
第6章	生徒の意見の把握	292

第6部 教育DXの改革案等

第1章	現状維持を基本とする戦略	334
第2章	教育デジタルトランスフォーメーション戦略について	
第1	社会的危機の問題	336
第2	広田中学校体育館へのインターネット無線Wi-Fi運用コスト	340
第3	教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の検討	344
第3章	佐世保市立中学校の重大事態認定事件への対応	354

第7部 総括

第1章	全体的な評価・意見	356
第2章	意見及び評価等	357

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「、」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第1部 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

佐世保市立中学校の財務・事務執行

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和3年度。ただし必要に応じて他年度。

第2 事件を選定した理由

1 昨今の社会情勢

日本国全体の傾向として、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が長らく懸念されているところであるが、佐世保市では、これらに加えて、転出超過の問題がある。同様の問題を抱えている地方公共団体では、人口流出防止及び地域外からの転入促進策として、産業誘致や居住環境整備事業等の他、児童福祉の充実を政策として進めている。この児童福祉の充実については、児童に対する諸手当や行政サービス付与等の積極的施策が重要であるが、より基本的な施策として、児童の活動時間の大部分を占める小中学校の健全な運営が不可欠である。そこで、本年度の監査テーマとして、佐世保市立中学校の財務・事務執行を選定した。なお、精密な監査実現のためには、監査資源の関係から調査対象を絞る必要があることから、今回は、中学校を対象とすることとした。

監査項目としては、市立中学校に関する基本的政策、予算配分と執行状況、通学や部活動等の学生の負担状況、校則の調査・評価等を行なった。

学校におけるいわゆるいじめ問題及び教職員の労働環境については、平成28年度の佐世保市包括外部監査にて触れられていることから、基本的に本年度の監査対象外としている。

2 弁護士の特性等

市立中学校の財務、事務執行は、教育基本法、学校教育法等の法令や佐世保市の条例または内規を根拠とするものである。また、市立中学校の財務及び事務執行の実際の運用については、法令及び条例等との適否のみならず、国家賠償請求訴訟や住民訴訟等法的手続となり司法判断を受けることから、過去の判例参照が不可欠である。

これらの法令・規範の解釈や佐世保市における現実の運用の適否の判断、そして、判例に照らした適否判断につき、具体的な訴訟等紛争において法適用と宣言を行う司法の一当事者であり、また、実体法の知識を有する弁護士の職責を活用することができる。

3 結語

以上より、佐世保市立中学校の財務・事務執行の現状を検証するべく、令和4年度の包括外部監査のテーマとして選定したものである。

第3 包括外部監査の手法

1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として、市立中学校運営を統括している佐世保市教育委員会及び各市立中学校を主要な監査対象とした。

2 外部監査の観点

佐世保市立中学校の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を受けるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていること

から、適法性、有効性及び効率性に加え、経済性も併せてのその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

適法性 法令等の根拠に照らし、佐世保市の市立中学校の事務執行が適切に執行されているか。

有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。

経済性 より少ない費用で実施できないか。

効率性 市立中学校の運営に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

(1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証

(2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署、特に、佐世保市教育委員会への書面照会を用いて事実確認を行った。

(3) 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

(4) 現場視察

監査執務は、外部監査人室のほか、必要に応じて、市立中学校の視察を行った。

第4 包括外部監査の期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士5名体制である。

包括外部監査人	弁護士	田中	亮
包括外部監査人補助者	弁護士	馬場	章廣
同上	弁護士	堤	智代美
同上	弁護士	松田	貴史
同上	弁護士	吉田	将太

第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 報告書の構成

1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市立中学校の施策
- 第4部 佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営
- 第5部 佐世保市立中学校の往査
- 第6部 教育DXの改革案等
- 第7部 総括

2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部から第6部まで、基本的に、以下の構成で記載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

(1) 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

(2) 組織概要等

佐世保市の中学校運営を担う教育委員会と各市立中学校について、適宜組織概要等を記載した。

(3) 法令、内規等（規範）

公立中学校の運営は、義務教育である中学校の地域差発生防止のため、学校教育法等国の法令が定められているが、地域毎の需要への対応のため、各条例及び内規が具体的な手続を定めている。加えて、公立中学校の場合、生徒に関する学校内部の規則として校則ないし生徒心得等が設けられている。昨今、校則等については、生徒の人権との衝突が問題化しており、校則等が議会や行政機関が策定する典型的な法令と性質を異にするとしても、本監査にあたり留意を要する。

以上の関係法令や内規、また、校則等についても内容を精査し、その妥当性や問題についても検討した。

(4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の予算執行状況につき、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

(5) 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

- ア 規範に反しているものは「指摘」とする。
- イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。
- ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第2部

佐世保市の財政及び人口の推移

第2部 佐世保市の財政及び人口の推移

第1章 佐世保市の財政の推移

第1 普通会計

- 1 佐世保市の会計につき一般会計及び特別会計を統一的に再構成した普通会計につき、平成29年度から令和3年度までの決算の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)	単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金額 (I)	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) (J)
令和3年度	144,680,447	138,657,544	6,022,903	1,396,820	4,626,083	△5,898	2,321,961	8,000	1,264,360	1,059,703
令和2年度	157,063,195	151,357,527	5,705,668	1,073,687	4,631,981	1,373,205	1,411,048	7,236	1,306,516	1,484,973
令和元年度	136,677,733	132,355,607	4,322,126	1,063,350	3,258,776	△314,347	2,169,679	106,100	1,180,224	781,208
平成30年度	123,389,520	118,935,923	4,453,597	880,474	3,573,123	△7,807	1,015,325	97,643	1,662,166	△557,005
平成29年度	124,024,694	119,955,318	4,069,376	488,446	3,580,930	356,675	1,144,502	62,333	1,311,604	251,906

2 普通会計歳入決算額（平成29年度から令和3年度まで）

（単位：千円）

区 分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	
自主財源	市 税	29,238,914	20.2	29,105,439	18.5	29,785,825	21.8	30,337,272	24.6	29,524,985	23.8
	分担金及び負担金	1,738,005	1.2	1,662,837	1.1	2,001,374	1.5	2,252,919	1.8	2,301,329	1.9
	使用料及び手数料	2,709,252	1.9	2,723,079	1.7	2,884,172	2.1	2,912,903	2.4	2,910,972	2.3
	財産収入	639,805	0.4	597,442	0.4	853,493	0.6	613,024	0.5	642,363	0.5
	寄附金	2,094,253	1.4	2,150,331	1.4	2,440,202	1.8	1,869,787	1.5	2,010,167	1.6
	繰入金	4,126,228	2.9	4,780,176	3.0	5,325,757	3.9	5,339,366	4.3	4,625,194	3.7
	繰越金	5,705,668	3.9	4,322,126	2.8	4,453,597	3.3	4,069,376	3.3	3,958,359	3.2
	諸収入	4,144,257	2.9	4,851,311	3.1	6,172,669	4.5	5,256,275	4.3	5,311,962	4.3
	小 計	50,396,382	34.8	50,192,741	32.0	53,917,089	39.4	52,650,922	42.7	51,285,331	41.4
依存財源	地方譲与税	761,481	0.5	756,997	0.5	730,987	0.5	717,658	0.6	715,464	0.6
	利子割交付金	15,466	0.0	18,723		16,836	0.0	45,074	0.0	49,123	0.0
	配当割交付金	116,769	0.1	67,075	0.0	77,115	0.1	61,714	0.1	88,626	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	147,206	0.1	85,978	0.1	42,388	0.0	63,059	0.1	91,153	0.1
	法人事業税交付金	341,776	0.2	194,493	0.1	-	-	-	-	-	-
	地方消費税交付金	5,956,628	4.1	5,448,546	3.5	4,501,778	3.3	4,674,018	3.8	4,500,220	3.6
	ゴルフ場利用税交付金	40,791	0.0	36,765	0.0	35,804	0.0	35,756	0.0	37,087	0.0
	環境性能割交付金	38,420	0.0	40,179	0.0	16,282	0.0	-	-	-	-
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	785,088	0.5	789,948	0.5	788,018	0.6	759,641	0.6	757,560	0.6
	地方特例交付金	621,341	0.4	201,305	0.1	422,710	0.3	150,463	0.1	126,484	0.1
	地方交付税	26,939,462	18.6	25,113,042	16.0	25,233,513	18.5	25,106,906	20.3	26,351,805	21.2
	交通安全対策特別交付金	31,731	0.0	35,044	0.0	32,770	0.0	34,518	0.0	37,114	0.0
源	国庫支出金	35,536,114	24.6	54,135,562	34.5	25,638,800	18.8	20,964,502	17.0	22,058,471	17.8
	県 支 出 金	13,445,492	9.3	11,442,480	7.3	8,950,315	6.5	8,124,670	6.6	8,641,118	7.0
	市 債	9,506,300	6.6	8,504,300	5.4	16,198,500	11.9	9,855,100	8.0	9,150,200	7.4
	うち臨時財政債 対策債	2,803,900	1.9	2,910,400	1.9	3,038,100	2.2	3,776,400	3.1	3,869,600	3.1
	自動車取得税交付金	0	0.0	17	0.0	74,828	0.1	145,519	0.1	134,939	0.1
	小 計	94,284,065	65.2	106,870,454	68.0	82,760,644	60.6	70,738,598	57.3	72,739,364	58.6
合 計	144,680,447	100.0	157,063,195	100.0	136,677,733	100.0	123,389,520	100.0	124,024,695	100.0	
うち一般財源	64,218,254	44.4	61,068,559	38.9	60,938,066	44.6	61,337,439	49.7	61,619,886	49.7	

※表中の網掛け部分は一般財源である。

3 普通会計性質別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）

（単位：千円）

区 分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	
義務的経費	人 件 費	19,791,710	14.3	19,535,851	12.9	17,135,810	12.9	18,110,742	15.2	18,187,726	15.2
	扶 助 費	40,385,745	29.1	34,288,861	22.7	33,735,850	25.5	32,385,364	27.2	32,899,926	27.4
	公 債 費	11,022,459	7.9	10,507,735	6.9	10,931,154	8.3	11,228,602	9.4	11,574,415	9.6
	小 計	71,199,914	51.3	64,332,447	42.5	61,802,814	46.7	61,724,708	51.9	62,662,067	52.2
投資的経費	普通建設事業費	15,940,314	11.5	13,911,073	9.2	25,299,561	19.1	13,982,795	11.8	13,936,087	11.6
	災害復旧事業費	1,200,218	0.9	1,477,448	1.0	593,376	0.4	302,570	0.3	225,720	0.2
	失業対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	17,140,532	12.4	15,388,521	10.2	25,892,937	19.6	14,285,365	12.0	14,161,807	11.8
その他の経費	物 件 費	17,697,026	12.8	16,979,253	11.2	16,918,725	12.8	15,990,016	13.4	15,805,887	13.2
	維 持 補 修 費	759,871	0.5	895,290	0.6	878,988		976,297	0.8	969,255	0.8
	補 助 費 等	12,443,158	9.0	34,817,675	23.0	6,233,272	4.7	6,097,161	5.1	6,045,276	5.0
	繰 出 金	10,881,132	7.8	11,107,030	7.3	11,386,654	8.6	11,694,910	9.8	11,150,552	9.3
	積 立 金	5,729,648	4.1	4,195,799	2.8	4,808,725	3.6	3,872,574	3.3	4,605,425	3.8
	投資及び出資金	444,735	0.3	390,334	0.3	654,808	0.5	594,020	0.5	565,068	0.5
	貸 付 金	2,361,528	1.7	3,251,178	2.1	3,778,684	2.9	3,700,872	3.1	3,989,981	3.3
	小 計	50,317,098	36.3	71,636,559	47.3	44,659,856	33.7	42,925,850	36.1	43,131,444	36.0
合 計	138,657,544	100.0	151,357,527	100.0	132,355,607	100.0	118,935,923	100.0	119,955,318	100.0	

第2 一般会計

1 一般会計決算の推移（平成29年度から令和3年度まで）

（単位：千円）

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	翌年度に繰り 越すべき財源 (D)	実質収支 (E)	単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金額 (I)	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) (J)
令和3年度	139,910,695	134,298,442	5,612,253	1,396,709	4,215,544	127,188	2,321,961	113,721	1,264,360	1,298,510
令和2年度	155,146,065	149,998,243	5,147,822	1,059,466	4,088,356	1,255,256	1,411,048	7,236	1,306,516	1,367,024
令和元年度	134,243,305	130,346,855	3,896,450	1,063,350	2,833,100	△422,550	2,169,679	106,100	1,180,224	673,005
平成30年度	121,241,998	117,251,837	3,990,161	734,511	3,255,650	△22,765	1,015,325	97,643	1,662,166	△571,963
平成29年度	121,313,870	117,583,359	3,730,511	452,096	3,278,415	214,575	1,144,502	62,333	1,311,604	109,806

令和元年12月初旬、中国湖北省武漢市にて第1例目の新型コロナウイルス感染症発症者が見つかった後、数か月間にて世界的に新型コロナウイルス感染症の大流行に至った。これに伴う日本国内の不況の深刻化による官民における収入減少、また、国や地方公共団体による緊急の支出等により、令和元年度以降、佐世保市においても厳しい財政状況の中での地方事務運営を余儀なくされている。

2 一般会計歳入決算額（平成29年度から令和3年度まで）

（単位：千円）

区 分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
市 税	29,238,914	20.9	29,105,439	18.8	29,785,825	22.2	30,337,272	25.0	29,524,985	24.3
分担金及び負担金	2,251,347	1.6	2,170,039	1.4	2,534,665	1.9	2,709,418	2.2	2,752,046	2.3
使用料及び手数料	1,293,994	0.9	1,287,141	0.8	1,443,367	1.1	1,475,001	1.2	1,454,926	1.2
財 産 収 入	696,462	0.5	583,057	0.4	852,042	0.6	610,626	0.5	596,201	0.5
寄 附 金	2,094,253	1.5	2,150,331	1.4	2,440,202	1.8	1,869,787	1.5	2,010,167	1.7
繰 入 金	4,042,451	2.9	5,311,928	3.4	5,832,686	4.3	5,856,522	4.8	5,042,469	4.2
繰 越 金	5,147,823	3.7	3,896,450	2.5	3,990,161	3.0	3,730,511	3.1	3,776,828	3.1
諸 収 入	4,124,749	2.9	4,911,079	3.2	6,166,086	4.6	5,245,611	4.3	5,385,167	4.4
小 計	48,889,993	34.9	49,415,464	31.9	53,045,034	39.5	51,834,748	42.8	50,542,789	41.7
地 方 譲 与 税	761,481	0.5	756,997	0.5	730,987	0.5	717,658	0.6	715,464	0.6
利子割交付金	15,466	0.0	18,723		16,836	0.0	45,074	0.0	49,123	0.0
配当割交付金	116,769	0.1	67,075	0.0	77,115	0.1	61,714	0.1	88,626	0.1
株式等譲渡所得割交付金	147,206	0.1	85,978	0.1	42,388	0.0	63,059	0.1	91,153	0.1
法人事業税交付金	341,776	0.2	194,493	0.1	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	5,956,628	4.3	5,448,546	3.5	4,501,778	3.4	4,674,018	3.9	4,500,220	3.7
ゴルフ場利用税交付金	40,791	0.0	36,765	0.0	35,804	0.0	35,756	0.0	37,087	0.0
環境性能割交付金	38,420	0.0	40,179	0.0	16,282	0.0	-	-	-	-
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	785,088	0.6	789,948	0.5	788,018	0.6	759,641	0.6	757,560	0.6
地方特例交付金	621,341	0.4	201,305	0.1	422,710	0.3	150,463	0.1	126,484	0.1
地 方 交 付 税	26,939,462	19.3	25,113,042	16.2	25,233,513	18.8	25,106,906	20.7	26,351,805	21.7
交通安全対策特別 交 付 金	31,731	0.0	35,044	0.0	32,770	0.0	34,518	0.0	37,114	0.0
国庫支出金	34,017,713	24.3	53,402,498	34.4	24,854,631	18.5	20,269,075	16.7	21,057,252	17.4
県 支 出 金	13,349,330	9.5	11,188,691	7.2	8,836,811	6.6	8,041,549	6.6	8,505,554	7.0
市 債	7,857,500	5.6	8,351,300	5.4	15,533,800	11.6	9,302,300	7.7	8,318,700	6.9
うち臨時財政 対 策 債	2,803,900	2.0	2,910,400	1.9	3,038,100	2.3	3,776,400	3.1	3,869,600	3.2
うち減収補填債	0	-	573,700	-	0	-	0	-	0	-
自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0.0	17	0.0	74,828	0.1	145,519	0.1	134,939	0.1
小 計	91,020,702	65.1	105,730,601	68.1	81,198,271	60.5	69,407,250	57.2	70,771,081	58.3
合 計	139,910,695	100.0	155,146,065	100.0	134,243,305	100.0	121,241,998	100.0	121,313,870	100.0
うち一般財源	64,218,254	45.9	61,068,559	39.4	60,938,066	45.4	61,337,439	50.6	61,619,886	50.8

※表中の網掛け部分は一般財源である。

一般会計歳入について、最も重要な自主財源である市税は、平成29年以降概ね横ばい状態となっている。令和2年度以降、大きくはないが地方

消費税の増加傾向があり、また、国庫支出金が令和2年度に大きく増加している。これは、令和元年10月に、消費税額が「8%⇒10%」となったため消費税が増額したものであり、また、国庫支出金については、特別定額給付金事業や新生児等特別定額給付金事業のための増額、並びに、「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の交付による増額ということである。

3 一般会計目的別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）

（単位：千円）

款 別	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
議 会 費	544,693	0.4	550,333	0.4	577,603	0.4	567,004	0.5	576,989	0.5
総 務 費	16,550,839	12.3	39,018,253	26.0	14,509,213	11.1	13,748,805	12.0	15,318,045	13.0
民 生 費	53,356,859	39.7	47,603,163	31.7	47,330,981	36.3	45,257,262	39.6	45,937,664	39.1
衛 生 費	13,185,866	9.8	11,320,346	7.5	20,192,051	15.5	14,425,627	12.6	12,466,301	10.6
労 働 費	67,991	0.1	68,251	0.0	74,504	0.1	73,774	0.1	79,435	0.1
農 林 水 産 業 費	2,273,498	1.7	2,739,171	1.8	2,231,229	1.7	2,284,083	2.0	2,336,850	2.0
商 工 費	10,750,690	8.0	10,208,971	6.8	7,141,411	5.5	7,147,524	6.3	7,521,549	6.4
土 木 費	8,101,681	6.0	7,551,534	5.0	6,352,213	4.9	6,141,329	5.4	6,211,676	5.3
港 湾 費	2,047,178	1.5	1,728,035	1.2	2,819,372	2.2		0.0	1,995,558	1.7
消 防 費	4,695,200	3.5	5,771,268	3.8	4,289,256	3.3	3,930,018	3.4	4,245,992	3.6
教 育 費	11,090,555	8.3	11,633,783	7.8	13,609,392	10.4	9,531,474	8.3	9,649,517	8.2
災 害 復 旧 費	1,200,218	0.9	1,477,448	1.0	593,376	0.5	302,570	0.3	225,720	0.2
公 債 費	10,433,174	7.8	10,327,687	6.9	10,626,254	8.2	10,798,198	9.5	11,012,522	9.4
諸 支 出 金	0	0	0	0	0	0	5,500	0	5,541	0
合 計	134,298,442	100.0	149,998,243	100.0	130,346,855	100.0	114,213,168	100.0	117,583,359	100.0

一般会計歳出につき、令和2年度の総務費が突出している。これは、特別定額給付金事業や新生児等特別定額給付金事業により増額したものである。

4 一般会計教育費目的別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）
（単位：千円）

款 別	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
教育総務費	3,380,992	30.5	3,189,760	27.4	2,860,438	21.0	2,653,610	27.8	2,466,588	25.6
小学校費	3,504,232	31.6	2,953,706	25.4	4,225,046	31.0	2,145,626	22.5	2,170,741	22.5
中学校費	1,317,584	11.9	1,512,915	13.0	2,227,246	16.4	1,276,677	13.4	1,635,580	16.9
幼稚園費	130,764	1.2	126,041	1.1	144,865	1.1	131,788	1.4	132,707	1.4
社会教育費	790,285	7.1	1,893,253	16.3	2,229,661	16.4	1,420,019	14.9	1,389,702	14.4
保健体育費	1,966,698	17.7	1,958,108	16.8	1,922,136	14.1	1,903,754	20.0	1,854,199	19.2
合 計	11,090,555	100.0	11,633,783	100.0	13,609,392	100.0	9,531,474	100.0	9,649,517	100.0

一般会計中教育費の歳出については、令和元年度の小学校費及び中学校費が突出している。これは、小中学校における学校空調整備により増加したものである。

第3 財政に関する見通し

1 佐世保市中期財政計画の概略

(1) 佐世保市の財政に関する見通しについては、令和3年10月、佐世保市財務部が「佐世保市中期財政計画（令和4年度～令和8年度）」を策定している。同計画の概略は、以下のとおりである。

(2) 財政計画：令和3年時点での財政上の問題

ア 収支全体

令和4年度から令和8年度の収支不足幅は累積で▲186.9億円となる見込みである。財政調整基金（年度による財政不均衡を調整するため財源に余剰がある際に積み立てておく基金）を全額繰り入れるとしても収支不足が改善しない厳しい状況にある。

イ 歳入

内閣府が公表した中長期経済財政に関する試算（令和3年7月）にて、令和3年中に新型コロナウイルス感染症流行前の水準にGDPが回復されるとの見込み、及び、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育ての4つの重点分野における政府による民間投資を引き出す取組による成長率に沿った形にて、市税収入の増加を予測している。

地方財政対策による推計を参考とした歳入一般財源につき、令和2年度時の財政計画と比較して13.0億円の増加を見込んでいる。

以上の歳入増加を予測しつつも、国による「経済財政運営と改革の基本方針2021」にて、令和7年度以降の地方の一般財源総額につき明確とされていないこと、さらに、中長期的には人口減などのため地方税や実質的な地方交付税の増加を見込むことはできないことから、地方財政につき厳しい財政運営が予測されるとしている。

ウ 歳出

各部局の財政計画書を活用し、財政計画と予算編成の乖離縮小を図りつつ、他方で、少子高齢化や施設老朽化への対応、激甚化する自然災害対策、DX推進や脱炭素化への取組み等重要課題については推進させる等多種多様な課題による財源が必要とされる。加えて、社会保障関係費は右肩上がり状態が続いている。

エ 財政計画

社会保障関係費の伸びについては、公債費（借金返済）の縮減によりカバーする。なお、公債費については、大型事業に加え、今後、施設保全・長寿命化への対応等による地方債の発行により増加が見込まれる。

かかる厳しい財政に鑑み、佐世保市としては、第6次行財政改革推進計画（後期プラン）に掲げる①行政活動の再構築（継続的な事務事業の改善・見直し、補助金等の検証・見直し）、②行政体制の整備（行財政規模に応じた適正な定員管理、職員手当等の適正化）、③財政の健全化（適正な財政規模への是正、財源配分の重点化、自主財源の確保、市有財産の適正管理と資産の戦略的活用、適正規模の基金保有、資産の総合的な経営管理）を令和4年度以降も継続して実施し、財源調整後の収支不足▲19.4億円は、第7次行財政改革推進計画の取組みによる改革改善効果額で補うとしている。その詳細は、主に基金活用による歳入57.5億円の増収と主に政策推進枠を含む枠の縮減による歳出110.0億円の節減による合計167.5億円の改善である。

※佐世保市財政計画

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	[R3を1とした指数と増減]
地方税	278.8	295.2	293.0	288.0	289.4	290.1	(R8) 1.04 11.3
実質的な地方交付税 地方交付税+(d)	290.0	271.9	268.8	270.8	270.1	268.8	(R8) 0.93 △ 21.2
国・県支出金	373.6	356.5	353.6	358.7	334.1	334.5	(R8) 0.90 △ 39.1
地方債 (a)	95.5	83.8	89.9	97.9	101.9	106.0	(R8) 1.11 10.5
うち臨時財政対策債 (d)	46.0	32.6	32.3	32.6	32.5	32.3	(R8) 0.70 △ 13.7
その他	243.0	291.5	282.5	279.2	275.2	274.7	(R8) 1.13 31.8
歳入合計 (A)	1,234.9	1,266.3	1,255.6	1,262.1	1,238.3	1,241.9	(R8) 1.01 7.0
うち純一般財源	642.2	648.0	642.2	638.0	639.1	638.6	(R8) 0.99 △ 3.5
人件費	210.4	209.3	209.3	209.3	208.8	208.2	(R8) 0.99 △ 2.2
社会保障関係費	483.4	491.6	495.4	498.6	501.2	503.9	(R8) 1.04 20.4
公債費	104.5	114.1	113.0	108.1	104.1	92.6	(R8) 0.89 △ 11.9
うち元金償還金 (b)	100.2	107.9	106.4	100.9	96.2	83.7	(R8) 0.83 △ 16.5
普通建設事業	115.9	155.1	152.1	146.6	146.1	170.7	(R8) 1.47 54.8
その他	320.6	299.8	290.4	304.0	281.8	269.4	(R8) 0.84 △ 51.2
歳出合計 (B)	1,234.9	1,269.9	1,260.2	1,266.6	1,242.0	1,244.8	(R8) 1.01 9.9
歳入・歳出収支 (C)=(A)-(B)	0.0	△ 3.7	△ 4.6	△ 4.5	△ 3.7	△ 2.9	
累積収支		△ 3.7	△ 8.3	△ 12.8	△ 16.5	0.0	
第7次行革計画での取組みによる収支改善効果				19.4			
財源調整2基金年度末残高	89.8	84.6	78.7	72.9	68.4	64.1	
地方債残高	1,016.9	992.8	976.3	973.3	979.0	1,001.4	(R8) 0.98 △ 15.5
プライマリーバランス =(b)-(a)	4.7	24.1	16.5	3.0	△ 5.7	△ 22.3	

【意見】

令和元年末ころからの新型コロナウイルス感染症流行による不況により、佐世保市の財政が厳しいことは明らかである。令和3年10月に策定された佐世保市の財政健全化計画は、内閣府が発表していた令和4年以降の新型コロナウイルス感染症流行前のGDPへの回復を見込んでいたが、同年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギーを中心とした輸入材の高騰、先進国における物価上昇を助長する自国通貨安回避のための急速な利上げ競争による大幅な円安により日本の国民総生産が縮小する等の事態となっている。日本国内の民間産業では、ICT等の投資不足、高付加価値産業転換の滞留が続いており、厳しい状況が続いているといえる。本監査において、市立中学校の財政事務を検証するにあたり、佐世保市における財政健全化の観点について、力点を置く必要がある。これについては、財政課及び教育委員会にも同様に留意していただきたい。

第2章 人口の推移

年次	面積	世帯数	人口総数			一世帯の 平均人口	女100人に 対する 男の割合	密度(1km ² あたり)	
				男	女			世帯	人口
	km ²	世帯	人	人	人	人	人	世帯	人
平成 29	426.06	105,310	251,288	118,631	132,657	2.4	89.4	247.1	589.8
30	426.06	105,490	249,263	118,099	131,164	2.4	90.0	247.5	585.0
令和 元年	426.06	105,310	246,567	116,898	129,669	2.3	90.2	247.2	578.7
2	426.01	103,964	242,763	114,912	127,851	2.3	89.9	244.0	569.9
3	426.01	103,489	239,386	113,359	126,027	2.3	89.9	242.9	561.9

佐世保市の人口については、人口総数、世帯数とも減少を続けている。第1章の佐世保市の財政について、人口要因による改善（将来の人口増加等）を見込むことは難しいといえる。

第3部

佐世保市立中学校の施策

第1章 監査の観点・方法

佐世保市立中学校の運営に関する大綱及び校則やICTに関する内規並びに政策、さらに、佐世保市教育委員会の組織運営及び事務分掌並びに予算について佐世保市に資料提出を求め、これらの現状を確認した。これらの点について、適宜意見を述べる。

第2章 佐世保市の学校教育の施策

第1 佐世保市の教育に関する大綱、政策

1 佐世保市教育大綱

佐世保市では、教育に関する基本方針として、佐世保市教育大綱、佐世保市市民憲章、徳育推進のまちづくり宣言等を定めている。内容は以下のとおりである。

(1) 佐世保市教育大綱

佐世保市教育大綱

佐世保市は、本市が目指すまちづくり及び人づくりの基本的な理念として、市民憲章を定めています。

このことを踏まえ、本市教育行政の推進の大綱を次のとおりとします。

新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

(2) 佐世保市市民憲章

美しい西海の自然、悠久の歴史、豊かな風土・文化に恵まれた私たち佐世保市民は、世界に開かれたまちの住民として進取の心を持ち、平和と郷土の限りない発展を願って、この憲章を守ることを誇りとします。

1 私たちは、力を合わせ、絆を大切にし明るい家庭と豊かな郷土をつくりましょう。

1 私たちは、力を合わせ、人に親切にし感謝の心を育てましょう。

1 私たちは、力を合わせ、美しい海や山を守り住みよい環境をつくりましょう。

1 私たちは、力を合わせ、お年寄りを敬い子どもを健やかに育てましょう。

1 私たちは、力を合わせ、安全で安心な街をつくりましょう。

(3) 徳育推進のまちづくり宣言

一人ひとりが豊かな心を持ち、互いに絆を深めあい、明るく住みよいまちになることは私たちの願いです。

私たちは、

「とどけよう明るい笑顔 伝えよう感謝の心」
を合言葉に、全ての佐世保市民が、

「感謝と思いやりの心を持ち、自分を律し、勇気を持って社会や人のために何かできる人」となることを目指します。

ここに佐世保市は、「徳育推進のまちづくり」を宣言します。

2 大綱策定の趣旨及び経緯

平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が施行された。

本改正は、教育行政の責任体制の明確化や迅速な危機管理体制を構築するなど、教育委員会制度の改革を中心に、民意を反映する首長との連携を強化することを目的としている。

改正法では、首長との連携という点に関して、首長の招集により教育長並びに教育委員を構成員とする総合教育会議を開催し、大綱を策定することとなっている。

佐世保市教育大綱は、改正法第1条の3 1項に基づき、佐世保市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、第2回総合教育会議の場で定めたものである。

3 佐世保市教育大綱の位置付け（大綱が目指す市民像）

本大綱は、教育基本法第17条2項により策定した「佐世保市教育振興

基本計画（第2期）」の教育方針が、改正法第1条の3・1項に定める大綱に該当するものとして、協議・調整されたことにより、当該部分をもって大綱に代えることとされている。

本大綱は、「市民憲章」に謳われる市民像やまちづくり像を実現することを目指している。

【意見】

(1) 我が国は、児童の権利に関する条約に批准しており、近年、その理念を受けて、「こども基本法」が制定された（令和5年4月施行予定）。同法第3条において、基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすること」が掲げられるなど、児童の権利保護の重要性を強調するものとなっている。また、同法第5条においては、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定している。

地方公共団体である佐世保市としては、上記こども基本法の理念に則り、児童に関する施策を推し進めていくことが求められるところ、佐世保市の教育行政の基本理念を掲げる佐世保市教育大綱には、「……国家及び国際社会に貢献する市民を育成する……」と規定されている。この文言については、その文脈上、端的に、教育目的が国家や国際社会に貢献する市民育成にあるとされているのみであり、その理由や目的は大綱上明確となっていない。それゆえ、その文言上、佐世保市民につき、各々が定める幸福追求よりも、国家や国際社会という帰属集団への奉仕を求めているように受け取られかねない。特に、日本国憲法は、国民主権と

基本的人権の尊重を原則としているが、これらは、前憲法下における国益を国民の幸福よりも優先させる体制の下、第二次世界大戦に至り、国民の生命、身体、財産に回復し難い損害を発生させ、また、対外的にも惨禍をもたらしたことを踏まえたものである。それゆえ、日本国憲法下における国民による国家への貢献や国際協調主義は、国民個々の自己実現のための手段であり、国民に課される外在的制約の要因となるものではない。かかる前提を考慮すると、佐世保市教育大綱の上記規定部分については、戦前の国家主義的色彩を感じさせる表現となっていることにつき、再考を要すると思われる。当然のことながら、教育は児童一人一人の幸福に資するために行われるべきであって、国家や社会地域に貢献できる人材の育成は、その手段として捉えられるべきである。国家や社会に資する人材の育成を目指すという考え方については、そのみを最終目的とすると、上記こども基本法の理念、また、個々人の幸福を追求する権利を認める日本国憲法第13条（いわゆる幸福追求権）との抵触も懸念される。以上より、佐世保市教育大綱の「……国家及び国際社会に貢献する市民を育成する……」との文言については、日本国憲法の基本的人権の尊重及び教育基本法に照らし、再考をしていただきたい。一例として、同部分につき、教育基本法の趣旨を参考として、「民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する市民に成長する」とすることが考えられる。また、日本国憲法の幸福追求権をより重んじる観点から、「教育の成果により、佐世保市民個人の自己実現（幸福追求権）を達成し、豊かな人生を送ることができるように」という最大の目的を明確にしつつ、その手段または結果として、公共の利益や国際協調に資することを付随させるということも考えられる。

(2)「徳育推進のまちづくり宣言」を教育指針に掲げている点についても、

児童教育として高度の規範意識を養うことの重要性を否定するものではないが、教育行政の指針とする点には疑義がある。同じ規範である法律と道德の違いは、前者が外面的かつ強制的性格を持つことに対して、後者が自発的な内面的原理であることと思われる。道德教育を教育行政の指針とすることは、本来自発的な内面的原理である「徳」を強制することに繋がりにくいという点について十分に留意する必要がある。

道德教育の重要性につき否定すべきものは無いが、それは、法教育や生徒の心身の発達に伴う変化に応じた身体科学・心理学、昨今の著しい発展を継続しているICT教育等と併せて、前（1）で示した児童の自己実現達成のために必要な知識・教養の一内容と捉えるべきであり、道德の修得を教育の最終目的とすることや、他の知識や教養よりも優位に立つと受け取られる表現は再検討した方がよいと思われる。後述のとおり、予算配分を含め、随時検討を求める。

教育基本法前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

教育基本法第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第2条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

4 佐世保市教育振興基本計画（第3期）

（1）計画策定の背景と趣旨

佐世保市教育委員会では、教育基本法の改正を機に、佐世保市教育方針の実現に寄与することを目的として、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画である「佐世保市教育振興基本計画」を策定している。

（2）計画の性格

ア 本計画は、佐世保市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、市の教育行政推進の基本と位置付けられる。

イ 第7次佐世保市総合計画基本計画の教育分野の活動計画であり、また、教育は総合計画の全分野の根幹をなすことから、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものである。

ウ 本計画に記載する内容は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものである。

エ 本計画が網羅する範囲は、基本的には、佐世保市教育委員会が所管する施策の範囲とする。

(3) 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4カ年間の計画である。なお、第1期は平成21年から24年、第2期は平成25年から令和元年にかけて実施されている。

(4) 教育施策

本計画における教育施策としては、①学校教育の充実、②豊かな心を育むまちづくり、③生涯学習・生涯スポーツの充実が掲げられている。

ア 学校教育の充実

児童生徒が、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生き抜くことができるよう、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の充実を図ることを目的とする。

イ 豊かな心を育むまちづくり

学校・家庭・地域社会が一体となって、市民一人ひとりが社会に対して主体性を持ち、思いやりのある活動（行動）ができる意識の醸成を目的とする。

ウ 生涯学習・生涯スポーツの充実

地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習・生涯スポーツに取り組むことができる環境を充実させることを目的とする。

第2 佐世保市立中学校の概要

1 佐世保市に存在する市立中学校は、以下のとおりである。

(1) 北部地区：江迎中学校（往査対象校）、鹿町中学校、吉井中学校、世知原中学校、小佐々中学校、宇久中学校（離島地区：往査対象校）

(2) 中部地区：浅子小中学校、相浦中学校、中里中学校、大野中学校、柚木中学校、清水中学校（往査対象校）、祇園中学校、山澄中学校、光海中学校、日野中学校、愛宕中学校、黒島小中学校

(3) 南部地区：日宇中学校、福石中学校、崎辺中学校、東明中学校、三川内中学校、早岐中学校、広田中学校（往査対象校）、宮中学校



※佐世保市ホームページより

2 生徒数一覧

* 平成30年度生徒数一覧

平成30年度生徒数一覧														平成30年5月1日現在															
番号	学校名	特支 学級	1年 生徒	2年 生徒	3年 生徒	計 生徒	特学合 計 生徒	複式	知 学 級	障 児 級	言 語 級	情 緒 級	肢 体 級	難 学 級	聴 覚 級	病 学 級	弱 児 級	弱 視 級	障 害 通 級	1年 学級	2年 学級	3年 学級	普通 学級	1年40人学級					
																								1年	合計				
1	宮	1	21	21	30	72	74		1	2											1	1	1	3	1	3			
2	三川内	0	29	23	31	83	83														1	1	1	3	1	3			
3	広田	2	150	155	160	465	473		1	4		1	4							5	4	4	13	4	12				
4	早岐	3	211	185	200	596	608		2	9		1	3							7	5	5	17	6	16				
5	東明	2	54	58	66	178	181		1	2		1	1							2	2	2	6	2	6				
6	日字	3	191	177	207	575	585		1	7		1	2			1	1			6	5	6	17	5	16				
7	崎辺	2	73	76	73	222	224		1	1					1	1				3	2	2	7	2	6				
8	福石	2	68	62	71	201	208		1	4		1	3							2	2	2	6	2	6				
9	山澄	2	104	103	97	304	309		1	4		1	1							3	3	3	9	3	9				
10	祇園	3	126	128	104	358	365		1	2		1	4	1	1					4	4	4	3	11	4	11			
11	清水	2	89	84	89	262	267		1	3		1	2						1	3	3	3	9	3	9				
12	光海	2	25	15	23	63	65		1	1		1	1							1	1	1	3	1	3				
13	愛宕	1	70	92	74	236	239		1	3										2	3	2	7	2	7				
14	黒島	0	3	1	3	7	7	2												1		1	2	1	2				
15	浅子	0	3	0	2	5	5	1												1		0	1	1	1				
16	日野	3	109	129	135	373	379		1	3		1	2							4	4	4	12	3	11				
17	相浦	3	164	147	143	454	463		1	6		1	2							5	4	4	13	5	13				
18	中里	2	115	113	116	344	346		1	1		1	1							4	3	3	10	3	9				
19	大野	3	190	180	233	603	617		1	5		2	9							6	5	6	17	5	16				
20	柚木	1	26	32	26	84	87					1	3							1	1	1	3	1	3				
21	吉井	3	47	62	39	148	152		1	2				1	1	1	1			2	2	1	5	2	5				
22	世知原	1	35	40	32	107	109					1	2							1	1	1	3	1	3				
23	小佐々	2	64	50	56	170	175		1	3		1	2							2	2	2	6	2	6				
24	宇久	0	7	8	6	21	21													1	1	1	3	1	3				
25	江迎	2	38	45	46	129	135		1	4		1	2							2	2	2	6	1	5				
26	鹿町	1	24	37	37	98	102					1	4							1	1	1	3	1	3				
合計		46	2036	2023	2099	6158	6279	3	20	66	0	0	19	48	2	2	2	2	3	3	0	0	1	71	62	62	195	63	187
29年度(5/1)		42	2034	2097	2115	6246	6363	2	18	64	0	0	21	50	1	1	1	1	1	1	0	0	1	73	64	65	202	63	192
増減		4	2	-74	-16	-88	-84	1	2	2	0	0	-2	-2	1	1	1	1	2	2	0	0	-2	-2	-3	-7	0	-5	0
				H30(4/1)																				6279					
				H29(5/1)																				6363					

平成30年5月1日現在																					
特別支援学級生徒数<知障>					特別支援学級生徒数<情緒>					特別支援学級生徒数<その他>					特別支援学級生徒数計						
学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学校名	1年生	2年生	3年生	合計	学級数	
宮		2		2	1	宮			0	0	宮				0	宮	0	2	0	2	1
三川内				0	0	三川内			0	0	三川内				0	三川内	0	0	0	0	0
広田	2	2		4	1	広田	2	2	4	1	広田				0	広田	4	2	2	8	2
早岐	1	3	5	9	2	早岐	2	1	3	1	早岐				0	早岐	1	5	6	12	3
東明	1	1		2	1	東明	1	1	1	1	東明				0	東明	1	2	0	3	2
日字	2	1	4	7	1	日字	1	1	2	1	日字	1			1	日字	3	2	4	10	3
崎辺		1		1	1	崎辺			0	0	崎辺			1	1	崎辺	0	1	1	2	2
福石	1		3	4	1	福石	1	2	3	1	福石				0	福石	2	0	5	7	2
山澄	1	1	2	4	1	山澄	1		1	1	山澄				0	山澄	2	1	2	5	2
祇園	1		1	2	1	祇園	1	3	4	1	祇園	1			1	祇園	3	0	4	7	3
清水		3		3	1	清水		2	2	1	清水				0	清水	0	3	2	5	2
光海			1	1	1	光海	1		1	1	光海				0	光海	1	0	1	2	2
愛宕	2	1		3	1	愛宕			0	0	愛宕				0	愛宕	0	2	1	3	1
黒島				0	0	黒島			0	0	黒島				0	黒島	0	0	0	0	0
浅子				0	0	浅子			0	0	浅子				0	浅子	0	0	0	0	0
日野	2	1		3	1	日野	1	1	2	1	日野		1		1	日野	2	3	1	6	3
相浦		3	3	6	1	相浦	1	1	2	1	相浦	1			1	相浦	1	4	4	9	3
中里	1			1	1	中里			1	1	中里				0	中里	1	0	1	2	2
大野	1	2	2	5	1	大野	2	4	3	9	大野				0	大野	3	6	5	14	3
柚木				0	0	柚木	1	2	3	1	柚木				0	柚木	1	2	0	3	1
吉井			2	2	1	吉井			0	0	吉井	1	1		2	吉井	1	1	2	4	3
世知原				0	0	世知原	1		1	2	世知原				0	世知原	1	0	1	2	1
小佐々			3	3	1	小佐々		2	2	1	小佐々				0	小佐々	0	2	3	5	2
宇久				0	0	宇久			0	0	宇久				0	宇久	0	0	0	0	0
江迎	1	1	2	4	1	江迎			2	2	江迎				0	江迎	1	1	4	6	2
鹿町				0	0	鹿町	2	2	4	1	鹿町				0	鹿町	2	0	2	4	1
合計	14	23	29	66	20	合計	13	14	21	48	合計	3	3	1	7	合計	30	40	51	121	46

* 特別支援学級推移（平成30年度から令和4年度）

特別支援学級数推移（平成30年度～令和4年度）																															
学校教育課																															
		平成30年度						平成31年度 (令和元年度)						令和2年度						令和3年度						令和4年度					
		特別支援学級数						特別支援学級数						特別支援学級数						特別支援学級数											
		知障	難聴	情緒	肢体	弱視	病弱	知障	難聴	情緒	肢体	弱視	病弱	知障	難聴	情緒	肢体	弱視	病弱	知障	難聴	情緒	肢体	弱視	病弱	知障	難聴	情緒	肢体	弱視	病弱
		学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級	学級
中学校	障がい種別学級数	20	2	19	2		3	21	2	21	3		6	21	3	22	2		6	21	4	23	1	1	10	20	6	22	1	1	12
	特別支援学級数合計	46						53						54						60						62					

第3 佐世保市立中学校の部活動

1 佐世保市における部活動に関する指針

(1) 前論

佐世保市では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び長崎県教育委員会「運動部活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえて市立中学校の部活動について、「佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程における運動部活動の方針」（以下、「本方針」ということがある。）を定めている。

(2) 本方針の概要

本方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点にたち、運動部活動が下記アないしウの点を重視して地域、学校、競技種目等に応じ

た多様な形で適切に実施されることを目指すために策定されている。

ア 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

イ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

ウ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 体制整備の概要

「佐世保市立中学校における運動部活動の方針」の実現のための体制整備は、以下の方式により実現するものとされている。

ア 校長は、「佐世保市立中学校における運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、学校の活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

上記同活動方針及び活動計画等については、校長により学校のホームページへの掲載等により公表される。市教育委員会は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効果的に行えるよう、様式の策定等を行う。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点か

ら円滑に運動部活動を実施できるように、適正な数の運動部を設置する。他方、市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。なお、部活動指導員の任用にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務に関する規定（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、長崎県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行うものとされている。

ウ 校長は、運動部顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、長崎県教育委員会と連携し、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保のための研修等の取り組みを行う。

カ 市教育委員会及び校長は、法令に則り、教師の運動部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等

に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付 29文科初第1437号）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

前(1)の体制整備を踏まえ、より合理的かつ効率的・効果的な部活動実現のため、以下の取組みがなされている。

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施にあたっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。ま

た、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」も踏まえ、休養日、活動時間につき以下の基準とする。

〔休養日〕

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は部活動を実施しない日（ノ一部活デー）と位置付けること。その際、週末や家庭の日に大会参加等で活動した運動部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養を設定すること。

イ 長期休業中の休養日設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

〔活動時間〕

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含まない。

（4）休養日等に関する市教育委員会及び校長の裁量等

ア 市教育委員会は、上記の基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、適宜支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、上記の基準を踏まえた各運動部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなどメリハリをつける。

（5）生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

ア 校長は、国の調査において生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部設置も検討することとされている。具体的な例としては、より多くの生徒に運動の機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的と

した活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 市教育委員会及び学校は、少子化に伴い、生徒数の関係で、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を配慮する。

ウ 市教育委員会及び校長は、佐世保市と連携し、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、国や長崎県の動向も踏まえ、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

エ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育（社会体育）に位置付けられる活動については、各種保険への加入や学校の負担が増加しないよう留意しつつ、生徒がスポーツに親しむ場所が確保できるよう学校体育施設開放事業を推進する。

オ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育・スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

カ 長崎県中学校体育連盟及び市教育委員会は、関係競技団体等と連携して学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を検討する。

校長は、本方針を踏まえ、大会参加の教育上の意義や、生徒や運動

部顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

【評価】

部活動は、生徒からの需要、要望への対処の必要がありつつ、他方で、事故等が発生する可能性があり、また、後述する校則等と並び生徒の選択や活動を過剰に制約する場となることもある。その適切な対処として、一定の基準、指針を設ける必要があるところ、上記のような詳細な基準は、過去の経験や現在の社会状況（少子化等）を前提として適切であるといえる。引き続き、基準及び指針の実現状況と必要な見直しを継続していただきたい。

第4 佐世保市立中学校のICT活用状況

1 スマート・スクール・SASEBO

(1) GIGAスクール構想の概要及びこれに対する佐世保市の取り組み

近年、我が国では、文部科学省主導のもと、ICTを活用した教育環境整備の全国的な取り組みとして、「GIGAスクール構想」を推進している。GIGAスクール構想とは、生徒1人に一台ずつ端末を配付するとともに、高速通信環境を整備し、生徒の資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することを目的としている。

これを受けて、佐世保市では、「すべての児童生徒に新しい時代を生き抜く創造性や社会性を育成する」ことを目標とする、「スマート・スクール・SASEBO構想」を掲げ、その推進を図っている。

(2) スマート・スクール・SASEBO構想の概要

ア 目的

情報や情報技術を主体的に選択して活用できるように生徒一人一人を育成し、併せて、ICT活用指導力を有する教員を育成することを目的としている。

イ 具体的取組

スマート・スクール・SASEBO構想の具体的な取り組みは以下のとおりである。

- (ア) 生徒一人につき一台のICT端末の配備し、グーグルアカウントの発行、学校内インターネット環境を整備する。
- (イ) ICT活用による遠隔授業の実施及び不登校児童生徒への支援を行うなど、学びにおける制約から解放する。
- (ウ) eライブラリの活用や、^メ^ク^ビ^{ット} MEXCBT（文部科学省CBTシステム：文部科学省国立教育政策研究所や教育委員会による問題デジタル化及びその蓄積を行い、端末を活用したテストを実施するシステム）の活用及びMEXCBT利用に必須である個人毎の学習の窓口である学習eポータルなどのデジタルコンテンツを活用し、個別最適な学びを実現する。
- (エ) ICT環境整備に伴うセキュリティ体制の構築及び道德教育、人権教育の充実
- (オ) ICT支援員の配置及び統合型校務支援システムの導入によって校務の効率化を支援する。
- (カ) 教職員を対象とする研修にICT関連研修を追加し、教員間の学びの知見についての共有化を図る。

ウ 推進状況

佐世保市では、スマート・スクール・SASEBO推進室を設置し、IT機器等の整備、活用、教員研修等、総括的にGIGAスクール構想

を推進している。同推進室の構成員は、教育委員会総務課、学校教育課、総合教育センター課、教育センター・青少年教育センター等である。

佐世保市では、令和4年度を「活用初期」と位置付けており、生徒一人一人に配備されたタブレットを生徒の学習に活かし、ICTの活用が当たり前のこととされることを目指している。

包括外部監査人が各中学校（宇久中学校、清水中学校、広田中学校、江迎中学校）を往査した際に聴取したところによると、生徒一人一人にタブレットが配備されており、授業にも積極的に取り入れてはいるものの、学校独自の取り組みを行うまでには至っておらず、ICT活用については模索の段階であるとのことであった。

【意見】

ICT活用については、教育分野に限らず、高速大容量の情報通信技術を用いていかなる目的を達成するのか、また、その達成のためいかなる設備投資を行うのかを能動的に定めることが不可欠である。これらが定まった後、その目的達成のために必要であるICTコンテンツの取捨選択、確保、場合によっては自作等を決める必要がある。こと公立学校におけるICT活用は、生徒にインターネット端末を配付しただけで、事実上終わるということがある。令和4年度が活用初期であることから、模索段階であることはやむを得ないが、現状把握と検証については中断なく継続していただきたい。なお、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーションについては、本監査の末尾でも取り上げているので検討していただきたい。

2 統合型校務支援システム

(1) 趣旨

佐世保市では、教育の情報化推進計画（一例として、スマート・スクール・SASEBO構想）等に資するため、また、教職員の公務の効率化を支援し、学校における実効性のある働き方改革を推進するために、「統合型校務支援システム」の導入を進めている。

（２）概要

統合型校務支援システムとは、①教務係（成績処理、通知表作成、出欠管理、出退勤管理、時数管理等）、②保健係（健康診断票、保健室来室管理等）、③学籍係（指導要録等）、④学校事務などを統合した機能を有するシステムをいう。さらに、グループウェア機能の活用による情報共有を含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装している。

統合型校務支援システムを導入することによって、校務における業務負担を軽減できることに加え、情報の一元管理及び共有ができるというメリットが生まれる。

3 その他

佐世保市では、令和4年6月から9月にかけてワーキンググループによる導入に向けた方針の検討を行い、令和5年1月から3月にかけて導入に向け、一部先行導入を行うとともに、各種研修を実施し、令和5年4月から新システムを本格的に始動させる予定である。

第5 佐世保市の各市立中学校への指導状況

1 前論

佐世保市では、各市立中学校に対して学校運営に関する指導監督を行っている。その内容はマニュアルの配布から運営方針の詳細な指示に至るまで多岐に渡るが、以下では、特徴的なものにつき、その概要について記載する。

2 校舎施設や金銭の管理

〔校舎施設の管理や修繕判断〕

佐世保市では、校舎施設の修繕判断基準として、優先度評価を行い実行している（ただし、1件10万円以下の軽微な修繕を除く。）。

【意見】

校舎施設の修繕は、生徒の生命身体にとって重大な影響を及ぼす事項であることから佐世保市としても、今後とも学校からの修繕要望等について丁寧に聴取し、財源の許す限り適切な対応を行っていただきたい。

3 学校備品の管理

（1）佐世保市立学校物品会計規則

佐世保市では、「佐世保市立学校物品会計規則」を制定し、同規則に基づき備品の管理を行っている。なお、令和4年4月1日付で佐世保市立学校物品会計規則は改正されていることから、以下、主な改正点について概要を記載する。

ア 備品の区分

1品目の取得価格が5万円以上のもの。ただし、金額にかかわらず以下の①及び②については備品として取り扱うものとする。

①佐世保市教育委員会公印規則に規定する公印

②取得価格が5万円未満のものでも、評価額が5万円以上のもの
(例：印刷機など)

理科教育等設備整備費にて購入した理科教材及び算数補助教材については、消耗品費で購入しても小学校1万円以上、中学校2万円以上の物品については備品管理システムに登録する（現行の方法と変更なし）。

令和4年4月1日以前に5万円未満で取得し、備品とされた物品については消耗品へ変更する。なお、物品返納書は廃止する。

イ 物品の処分等

備品を処分しようとするときは、物品処分書により処分し教育総務部総務課長に報告を行う。

ウ 備品台帳及び図書台帳の整備

(ア) 備品台帳・・・備品管理システムにより作成されたもの。

なお、物品管理台帳は廃止し、併せて物品取扱い要領一覧表内「5千円以上3万円未満でも管理を要する物品」についても廃止する。

(イ) 図書台帳・・・図書管理システムにより作成されたもの。

エ 物品受払簿の整備

(ア) 確実な管理が必要な物品について、受払簿の作成が規則に明記された。なお、作成方法は次のとおりとする（現行の方法と変更なし）。

(イ) 郵便切手及びはがきの受払簿・・・「学校事務の手引」記載の取扱いとする。

(ウ) 理科用薬品の受払簿・・・学校教育課通知による取扱いとする。

オ 消耗品の管理

机、椅子及び収納家具並びに1品目の取得価格又は評価額が1万円以上のものについては物品シールを貼付して管理しなければならない。

ただし、物品シールを貼付できないとき又は不適當と認めるときは、この限りでない。

(ア) 物品シールを貼付できないとき

物が小さく、シール貼付が難しい場合

(イ) 布製品や表面が凸凹する等、シールの貼付が難しい場合

水中で使用する等シールを貼付してもはがれやすい場合

(ウ) 不適當と認めるもの

① 児童生徒が使用する机及び椅子

② 給食室内で使用する物品

カ その他のマニュアル

その他、「学校事務の手引き」や「備品分類表」を用いて備品を適切に管理するよう指導している。

(2) 学校図書室の管理

佐世保市内の学校では、図書管理システムを導入し学校図書を管理している。佐世保市教育委員会では、「図書管理システム導入後の図書の購入及び取り扱いについて」と題する文書を発し、各学校に対して図書の取り扱い方法について指導を行っている。

佐世保市では、学校内における読書活動を推進するため、第三次佐世保市子ども読書プランを実施しており、概ね全ての学校において朝読書の時間が設けられている。

なお、今回監査対象として選出した各学校の蔵書数等は以下のとおりであった。

	R3 年度蔵書数	R3 年度蔵書率	R3 年度貸出冊数
広田中学校	13、366 冊	105.7%	12、099 冊
清水中学校	9、648 冊	90.0%	3、986 冊
江迎中学校	8、984 冊	99.4%	3、551 冊
宇久中学校	6、626 冊	138.0%	488 冊

(3) 就学援助費の支給

佐世保市では、経済的な理由によって学用品費や給食費等の支払いが困難な世帯に対してその費用の一部を負担する就学援助制度を導入している。佐世保市教育委員会は、各学校に対して、入学説明会時に保護者に配布するための就学援助制度申請の説明書類を交付するとともに、各学校が適切な事務処理を行うことによって、就学援助が必要な世帯が適切に就学援助を受けることができることを目的とし、説明書類の配布手順から保護者向けの説明方法に至るまで詳細な指導を行っているということである。

【評価】

就学援助費については、外部監査人にて往査を行った中学校にて、その説明や支援状況等を確認したが、就学援助費を申し込むことにつき躊躇が無いように配慮すること、及び、就学援助費申請を受け付けるにあたり否定的な見方をしないこと等注意していることが分かった。これについては、引き続き励行すべきものと評価できる。

(4) 特別支援教育就学奨励費の支給

佐世保市では、特別支援学級等に就学している児童・生徒もしくは、通常学級に就学していて障害者手帳を保持している児童生徒の保護者等（世帯）の収入額が一定額以下である場合、学用品費や給食費など学校教育にかかる経費の一部援助をする特別支援教育就学奨励費制度を導入している。

就学援助費の支給と同様に、佐世保市教育委員会は、各学校に対して、入学説明会時に保護者に配布するための特別支援教育就学奨励費制度申請の説明書類を交付するとともに、各学校が適切な事務処理を行うことにより、援助を必要とする世帯が適切に特別支援教育就学奨励費を受けられることを目的とし、説明書類の配布手順から保護者向けの説明方法に至るまで詳細な指導を行っているということである。

【評価】

就学援助費と同様の配慮がなされているとのことであり、引き続き励行していただきたい。

(5) 学校給食費の徴収

佐世保市では、「佐世保市学校給食費会計事務処理マニュアル」を策定し、その中で、学校給食費の徴収に関する規定を定めている。その概要は以下のとおりである。

ア 徴収の管理

(ア) 他の経費と明確に区分した独立会計とし、金融機関を指定して預金口座により管理する。会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの単年度会計とする。給食費の徴収は、児童生徒ごと

の給食費徴収金額、及び納入状況を適正に把握するため、「学校給食費徴収簿」を作成する。

(イ) 学校給食費徴収簿は、管理職員、徴収担当、就学援助担当、栄養教諭・学校栄養職員等（以下、「栄養士」という。）関係職員が情報を共有できるようにする。

(ウ) 預金通帳及び印鑑等は、施錠できる安全な場所に保管する。

(エ) 預金通帳及び帳簿等は、適宜、責任者及び実務担当者の複数体制による確認を行う。

イ 徴収方法

(ア) 口座振替による徴収

給食費は、P T A会費など他の学校徴収金等と別の口座を設ける。

(イ) 現金集金による徴収

原則的に現金は学校に保管せず、現金納付があった際は速やかに金融機関に入金する。収入のあった当日に支払いをする場合でも、必ず一度金融機関に預け入れた後、預金通帳を照合できるようにする。

やむを得ず現金を保管する場合は、管理場所、担当者（校長または校長が指名するもの）を定め適切に行う。その際には「現金管理簿」を作成し、入金、出金を記録する。

現金集金の際、発行する領収書は控えが残る切り取り式、または、複写にする。

現金集金袋を使用している学校については、現金集金袋が徴収に関する証拠書類となるため、適正に管理する。

返還の際は、保護者から領収書をもらう。

(ウ) 未納者に係る過年度収入

前年度未納分を当該年度の過年度収入（繰越）として処理しないものとする。未納者に係る処理については、別途、徴収簿及び預金通帳

を設けて処理する。納入されたら、徴収簿に納入年月日等を記入しておく。

過年度収入の用途については、消耗品（購入できるものとできないものが別途規定されている）を購入することとしている。

4 情報システムの管理・セキュリティ

佐世保市では、児童生徒理解支援システム及び校務支援システムを用いて、児童生徒及び校務一般の管理を行っている。

(1) 児童生徒支援システム

ア 概要

児童生徒支援システムとは、生徒及び生徒のカルテを管理するシステムである。同システムの運用については、「児童生徒理解支援システム運用管理要綱」が定められており、その基本方針として、システムの管理及び運用に当たっては、業務の効率化を図るとともに、取り扱う情報は、佐世保市個人情報保護条例（平成14年条例第8号。以下「条例」という。）、佐世保市立小・中学校セキュリティポリシー（平成19年4月1日施行。以下「学校セキュリティポリシー」という。）及び佐世保市電子情報取扱要綱（平成16年6月1日施行。以下「電子情報取扱要綱」という。）の定めるところにより、適切な管理を行うものとされている（同要綱第3条）。

なお、実際に同システムを運用するに際しては、「佐世保市児童支援理解支援システム運用マニュアル」を参照している。

イ 主たる機能

(ア) 生徒管理

生徒の進級・進学、転入出、生徒のクラス分けなどの生徒管理機

能がある。

(イ) カルテ機能

生徒のカルテを登録・編集する機能がある。

(ウ) その他

そのほかにも、教職員に関する情報を管理する機能や、統計処理を行う機能がある。

(2) 校務支援システム

ア 概要

校務支援システムとは、生徒に関することを含む、校務全般についての作業の効率化を図るために用いるシステムである。

イ 主たる機能

主たる機能としては、生徒の出欠状況の管理、指導要録の作成、成績一覧表の作成及び管理、調査書の作成、などが挙げられる。

5 校則策定に関する指示

佐世保市教育委員会は、令和3年5月21日付で、各小・中学校長及び義務教育学校長宛てに、「校則の見直しについて」と題する通知を発している。これは、全国的に人権に配慮した校則への見直しを求める機運が高まったことを受け、各学校に校則の見直しを促すために発されたものであるが、その概要は以下のとおりである。

- (1) 児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会常識の変化などを踏まえ、積極的に見直すこと。その際、校則に定める必要のない内容の有無等、複数の教職員の視点で検証を行うこと。
- (2) 各学校において定められている校則が、人権に配慮した内容・表現となっているか、見直しを行うこと。

(3) 見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAのアンケートを実施したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加できるように工夫すること。

校則の運用にあたっては、規則を守らせることのみの指導にならないよう、児童生徒の個々の特性に配慮し、柔軟に対応すること。

【意見】

佐世保市として、各学校に対して、人権に配慮した形での校則見直しを求める通知を發したことは評価できる。しかし、今回往査の対象となった4校だけを見ても、上記通知の存在は認識しつつも、校則の抜本的な見直しという段階までには至っていないというのが実情である。

たしかに、校則策定については学校に広い裁量が認められており、佐世保市としても、校則内容について指導をすることに躊躇があることは理解できる。しかし、LGBTQに関するものなど、社会的関心は高いが学校単独での対応が難しい類の問題があるのも事実である。また、生徒が校則に違反し、それが学校の許容範囲を超えた場合には、内申点等で不利な扱いを受けるのであるから、生徒にとって校則は制裁を伴う強制規範としての側面がある。これらの理由からすると、佐世保市としても、校則に関して学校側に一任するのではなく、人権に配慮した形での校則見直しを推進するべく、より一層踏み込んだ対応が求められると考えられる。

一例として、各学校に対して、年度ごとに校則の見直し状況の報告を求め、上記校則の見直しについての通知に沿った改善がなされているかを検証し、改善が十分ではない場合には是正を促すなど、昨今の校則による不当な人権制約となる場合、または、その蓋然性がある場合についての校則見直しに関して、佐世保市自ら積極的に関与していくべきである。なお、校則問題については、別項にてさらに検証結果を記載していることから、こちらも参照さ

りたい。

6 生徒の校内施設利用時の安全管理・指導

包括外部監査に先立ち、佐世保市に対して、生徒の校内施設利用時の安全管理・指導に関する資料の提出を求めたが、各中学校に対する共通した指示やマニュアルは存在しないとの回答を受けた。

【意見】

特に注意が必要となる危険箇所については学校ごとに異なるため、安全管理・指導について学校に委ねるという考え方も理解できる。しかし、生徒が利用する校内施設のうち、重量物など一般的に危険と考えられるものについては共通する点も多いと考えられる。校内施設利用時の安全管理及び指導については、学校の敷地に建てられている建物や附合物の設置及び管理に瑕疵があり、生徒が損害を負った場合、国家賠償法第2条1項の「公の営造物」の設置・管理の瑕疵を根拠として提訴されることがある。同法第1条と比して事例としては多くはないものの学校の設備の設置及び管理上の瑕疵を理由とする国家賠償法第2条1項の責任が根拠とされた事例も存在する。①生徒の校内施設利用に起因する負傷等の防止の観点、②実際に負傷事故が発生した場合の国家賠償法第2条1項の管理責任についての対処も必要である。これらの事情に加え、学校は安全管理の専門知識を持ち合わせていないことも併せると、各中学校に対する共通の指示またはマニュアル作成を検討していただきたい。少なくとも一般的な留意事項等についてマニュアルを作成し、指導を行うべきである。

7 生徒の登下校の安全管理・指導

包括外部監査に先立ち、佐世保市に対して、生徒の登下校の安全管理・指

導に関する資料の提出を求めたが、各中学校に対する共通した指示やマニュアルは存在しないとの回答を受けた。

【意見】

生徒の生命身体に重大な危険が生じる場面の最たる例が、登下校時の交通事故やトラブルである。登下校時に留意すべき点については各学校に共通する事項が多いと考えられるうえに、学校は安全管理についての専門的知識を有していないことが通常であるため、佐世保市としては、各学校に向けた登下校時の安全管理マニュアル等を策定すべきである。

8 長期休業・校外での生徒の生活指導

佐世保市では、夏休み等の長期休業に際して、各学校宛てに生徒指導に関する通知を行っている。これらは、長期休業における教員の生徒に対する生活指導の在り方を示したものであるが、以下、概要を記載する。

(1) 大型連休中における生活・生徒指導（令和4年）

大型連休に伴う児童生徒の生活リズムの乱れによる事件事故の発生等に留意する。また、この時期は学校生活への慣れによる心のゆるみや新しい環境への不適応等により問題行動の発生や不登校児童生徒が出始める傾向があることに留意する。以上を踏まえ、以下の対応を心掛ける。

(2) 恒常的な生徒への配慮

ア 日常の観察や個人面談、「児童生徒理解支援システム」等を活用した職員同士の情報交換などをおして、児童生徒の生活の様子や心のサイン等を把握し、理解に努め、必要があれば面談等を行う。

イ 一人一台端末を活用し、メッセージ・web会議システムでの相談を含め、相談窓口の周知や学校生活等についてのアンケートを実施することで、いじめ等についてのSOSを発信できるようにするなど、児童生徒の心身の状況の把握やオンラインでの教育相談に役立てることも考える。また、連休前後の出席状況に十分留意し、特に欠席する児童生徒に対して細やかな対応をする。

ウ 各学校の「生活指導事項」を再度確認し、大型連休中にも規則正しい生活を送るよう発達段階に応じた具体的な指導を行う。その中でも携帯電話、スマートフォンの適切な使用方法を指導するなど、情報モラルの向上に努めるとともに、SNSでの誘い出し等には応じないように指導を徹底する。

エ 保護者や地域の方々からの情報を全職員で共有し、指導体制を確立するとともに、関係機関等との積極的な連携と引継のために、本市が作成した「学校の『連携』と『引継ぎ』（令和2年4月 佐世保市教育委員会）」を有効に活用する。

オ 事件事故、自然災害等の重大事案が児童生徒やその家族に発生した際には、保護者から学校に速やかに連絡できる体制を構築しておく。また、不審者、声かけ事案等に遭遇したときには、すぐに警察に通報するとともに、学校にも報告するよう指導する。学校は、児童生徒の生命にかかわる重大事案が生じた場合は、速やかに市教委へ報告を行うとともに、必要な手立てを講じるなど慎重に対応する。

カ 新型コロナウイルス感染症予防のための対応については、家庭との連携を図りながら健康観察は継続し、熱発等の風邪の症状があるものは自宅で休養するなどの対策を引き続き徹底する。

(3) 夏季休業日における児童生徒への指導1 (令和4年)

児童生徒の命を守り、心を育てる生徒指導等を行う。

(4) 教育相談の充実について

児童生徒一人一人の実情を的確に把握するためにも、全児童生徒を対象にした個人面談等を計画的に実施するなど、教育相談体制の充実を図る。また、気になる児童生徒や支援が必要な児童生徒については全職員で情報を共有するとともに、会議等で支援策を検討し、必要に応じて保護者、地域、関係機関等と連携の上、組織的に対応する。そして、個々の状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも積極的に活用し、個別の支援の充実に努める。

なお、一人一台端末のメッセージ・web会議システム等を活用し、学校生活等についてのアンケートの実施や各種教育相談窓口の周知により、いじめ等についてのSOSを確認できるようにするなど、児童生徒の心身の状況の把握や教育相談の実施に努めること。各種教育相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）：0120-0-78310」や「メール相談窓口：soudan@news.ed.jp」、SNSを活用した相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」（中学生のみ）等を紹介するものとする。

(5) 部活動・生徒会活動等における事故防止指導について

部活動や生徒会活動等については、計画的に実施し、熱中症等事故防止について指導の徹底を図る。

(6) 事件・事故等への対応について

交通事故や不審者による被害防止については、各学校で整備している危機管理マニュアルの確認や見直しを行い、保護者や関係機関、防犯ボ

ランティア等との連携を深め、指導の徹底を図る。

水難事故防止については、地域の関係機関と連携して万全の対策をとるとともに、釣りなどアウトドアの活動は、ライフジャケットの活用など安全を第一とし、ルールやマナーを遵守するよう指導の徹底を図る。

また、災害時における対応について保護者との事前協議を行い、児童生徒への連絡体制や安否確認の手段の複線化を図る。

なお、海難事故発生時の海上保安庁連絡先（118）の周知を図るとともに、緊急時の適切な対応について指導するものとする。

（7）携帯電話やスマートフォン等の使用上のモラル・マナーについて

携帯電話やスマートフォン等使用上のモラル・マナーについては、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」等を活用して啓発を図るとともに、フィルタリングの設定や有害サイトへのアクセスの防止、SNSやゲームサイトにおける危険性やネット等に他人の誹謗中傷や無断で画像や動画を載せないよう、指導の徹底及び保護者への啓発を図る。

（8）問題行動等への適切な対応について

夏季休業における非行行為の防止のため、「大麻等の薬物乱用」、「不健全な娯楽場、興行場への出入り」、「その他非行行為」についてはその危険性を十分理解できるよう、状況に応じて指導を徹底する。特に、いじめの問題への対応については、「いじめ防止対策推進法」の意義を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて組織的かつ適切に対応することはもとより、「いじめ対策ハンドブック」や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を活用して職員間の共通理解を図るとともに、アンケート調査、個別相談、個人ノートや生活ノートの活用

など定期的な点検を行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期解消に努める。

また、問題の状況によっては、保護者や地域社会の理解・協力のもと、警察と連携するなど指導の徹底を期するとともに、教育委員会へ連絡を行うものとする。

(9) 家庭や地域社会との連携について

毎年、夏季休業後に不登校児童生徒の増加及び家出、行方不明事案が発生する傾向が見られる。生徒指導上の配慮を要する児童生徒及びその保護者に対しては、継続的に連絡を取り合ったり、家庭訪問や校外補導を行ったりして生活状況の把握に努め、家庭や関係機関と緊密に連携する。併せて、児童生徒と連絡が取れない場合は、学校、家庭、他の児童生徒からの情報収集に努め、確実に所在を確認すること。また、必要に応じて関係機関との情報共有を図り、連携を密にとるよう努めるものとする。

特に、2学期初めの不安や緊張感を和らげるよう、児童生徒理解支援システムや心の状況調査等を活用して全職員で児童生徒の情報を共有し、個々の児童生徒の実情に応じたきめ細かな対応・指導を行う。

(10) 災害時における対応について

災害時における対応については、整備している危機管理マニュアルの確認や見直しを行うとともに、保護者や地域との連携を密にして、児童生徒への連絡体制や安否確認の手段の複線化を図るものとする。

(11) 夏季休業中における児童生徒への指導 2

夏季休業中における生活目標を明確にし、計画に基づく規則正しい生

活を心がけるとともに、自らの健康管理に努めるよう指導する。また、学習習慣の一層の定着を図り、自ら進んで学力の向上に努めることができるように適切な量と質の課題を提示するとともに、個に応じた具体的・計画的な取組方法の指導に努める。

さらに夏季休業日の意義を踏まえ、教科の学習だけでなく、自然に親しんだり、心身を鍛えたりするなど、日頃できない体験活動への取組や、多様な本に出会う機会を設け、個に応じた読書計画を立てさせたりするなど、読書に親しむ習慣が身に付くよう指導に努めるものとする。

(1 2) 冬季休業日における児童生徒への指導（令和3年）

長期休業日後に不登校児童生徒の増加及び家出、行方不明事案が発生する傾向が見られるため、児童生徒理解支援システムや心の状況調査等を効果的に活用し、全職員で児童生徒の情報を共有するとともに、長期休業明けの不安や緊張感を軽減できる支援体制を充実させる。

(1 3) 児童の保護・支援

児童生徒一人一人の実情をとらえ、支援が必要な児童生徒については、冬季休業日に入る前に校内支援委員会等で支援策の検討や、保護者との一層の連携を図ること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、個別の支援の充実を図ること。併せて、児童生徒と連絡が取れない場合は、学校、家庭、他の児童生徒からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、所在を確認する。また、児童生徒や保護者に対して「24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)」や「メール相談窓口:soudan@news.ed.jp」、SNSを活用した相談窓口「スクール@伝えんば長崎」(中学生のみ)等、各種教育相談窓口の利用について紹介するものとする。

児童生徒が安全で意義ある生活を送ることができるよう、休業日明けを含めた指導の徹底を図るとともに、各学校の実態に応じたきめ細かな対策を講じ、家出や非行事故等の問題行動や自殺等の未然防止に努める。また、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別等が起こらないよう指導を徹底する。

なお、交通事故や不審者による被害防止については、各学校で整備している危機管理マニュアルの確認や見直しを行い、保護者や関係機関、防犯ボランティア等との連携を深め、指導の徹底を図る。また、災害時における対応について保護者との事前協議を行い、児童生徒への連絡体制や安否確認の手段の複線化を図る。

携帯電話やスマートフォン、一人一台端末等の使用上のモラル・マナーについては、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」等を活用し、フィルタリングの設定や有害サイトへのアクセスの防止、SNSやゲームサイトにおける危険性を指導する。また、ネット上への安易な個人情報の掲載や、無断での画像や動画の掲載、他人への誹謗中傷や、なりすまし行為等がないよう、保護者も含め指導の徹底を図る。

(14) 児童の学力向上のための手当

学習習慣の一層の定着を図り、自ら進んで学力の向上に努めることができるよう、適切な量と質の課題を提示するとともに、個に応じた具体的・計画的な取組方法の指導に努める。

さらに、多様な本に出会う機会を設け、個に応じた読書計画を立てさせたりするなど、読書に親しむ習慣が身につくよう指導に努めること。

以上について、一人一台端末を必要に応じて活用する。学習面において、従来の学習支援に加え、個に応じた課題の提示やその確認等に活用したり、生徒指導面において、相談窓口の周知や、児童生徒の心身の状

況の把握、教育相談等に役立てたりするなど、一人一人の実態に応じた活用を検討する。

(15) 公共のルール・マナー修得

釣りなどのアウトドアは安全を優先し、立ち入り禁止区域には入らないなど、ルールやマナーを遵守するよう指導の徹底を図る。また、火遊びや自転車の危険運転等、重大な事故につながるような危険な行為をしないよう指導を徹底する。

問題の状況によっては、保護者や地域社会の理解・協力のもと、警察と連携するなど指導の徹底を期するとともに、教育委員会へ連絡を行う。

(16) 年度末・年度始めにおける生徒指導（令和3年）

年度末・年度始めは、児童生徒の進級や進学への不安や悩み、さらには、卒業・進級の開放感からの生徒指導上の問題が生じやすい時期であることに留意し、以下の対応を心掛ける。

長期休業日後に不登校児童生徒の増加及び家出、行方不明事案が発生する傾向が見られるため児童生徒理解支援システムや心の状況調査等を効果的に活用し、全職員で児童生徒の情報を共有し、長期休業明けの不安や緊張感を軽減できる支援体制を充実させる。なお、一人一台端末を活用し、メッセージ・web会議システムでの相談を含め、相談窓口の周知や、学校生活等についてのアンケートの実施、いじめ等についてのSOSを発信できるようにするなど、児童生徒の心身の状況の把握やオンラインでの教育相談に役立てることも考慮する。

児童生徒一人一人の実情をとらえ、支援が必要な児童生徒については、学年末休業日に入る前に校内支援委員会等で支援策の検討や、保護者との一層の連携を図る。児童生徒と連絡が取れない場合は、学校、家庭、

他の児童生徒からの情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら、所在を確認すること。なお、児童虐待等が疑われる事案が発生した場合は子ども子育て応援センター又は児童相談所に通告する。また児童や保護者に対して「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）」や「メール相談窓口：soudan@news.ed.jp」、SNSを活用した相談窓口「スクール@伝えんば長崎」（中学生のみ）等、各種教育相談窓口の利用について紹介する。

（17）人間としての尊厳に関する教育

児童生徒が安全で意義ある生活を送ることができるよう、休業日明けを含めた指導の徹底を図るとともに、各学校の実態に応じたきめ細かな対策を講じ、非行事故や自殺等の問題行動の未然防止に努めること。また、「生きることの大切さ」については、児童生徒一人一人の心に響くよう、引き続き指導・支援の徹底に努めること。

教職員自らがいじめ問題等に対する理解を深めるとともに、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が起こらないよう指導を徹底すること。

（18）校則・進級・進学について

校則の内容については、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、絶えず積極的に見直す必要があり、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、人権への配慮、校則に定める必要のない内容の有無等について、複数の教職員の視点で検証を行うようにする。

児童生徒の引継ぎに関して、本市では児童生徒に関する情報の確実な共有のため、「児童生徒理解支援システム」を利用した引継ぎを確実に

行う。

進学する児童生徒については、「引継ぎガイドライン」（長崎県教育委員会）及び「学校の『連携』と『引継ぎ』」（佐世保市教育委員会）を適切に運用し、校種間の円滑な接続を図り、引継ぎを確実に行う。

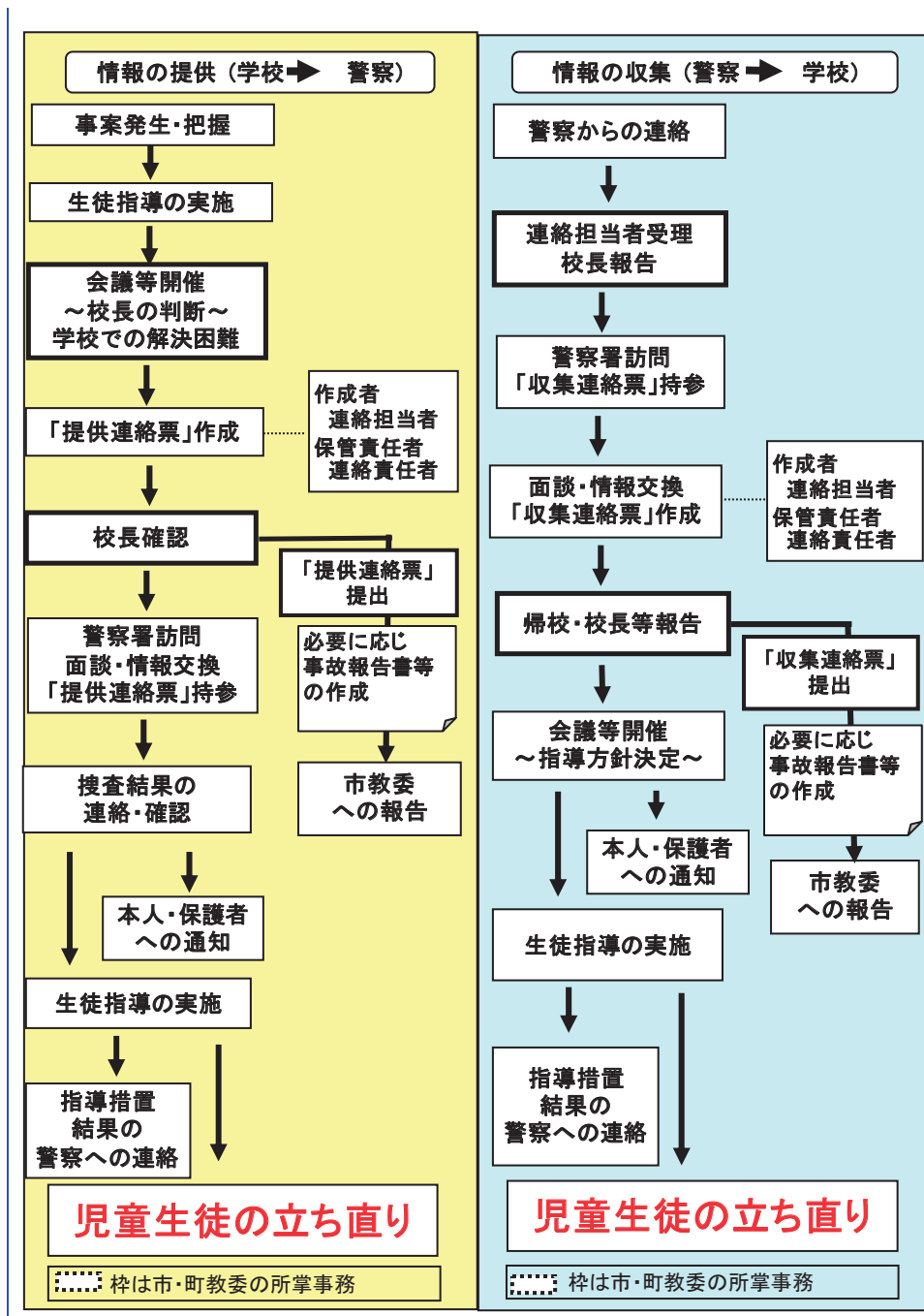
また、引継ぐべき内容は「学校の『連携』と『引継ぎ』」を確認し、内容のもれがないようにする。

【評価】

長期休暇における生徒指導については、長崎県教育庁児童生徒支援課とも連携がなされている。校則見直しに関する事項など、長期休暇の生徒指導との関連性に疑問があるものが散見されるものの、教員に対して、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見が起こらないよう指導を徹底することを求めるものや、スマートフォンの使用方法についての指導指針が示されるなど、時代に即した指導を促している点は高く評価できる。

9 犯罪、触法、虞犯事件発生時の対処

佐世保市では、学校・警察連絡制度に基づく対応マニュアルを策定しており、以下の流れに沿って犯罪、触法、虞犯事件発生時の対処を行っている。



10 校内暴力、いじめ予防・探知・発生時の対処について

(1) 佐世保市いじめ防止基本方針

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布された(同

年 9 月 28 日施行) ことをうけ、佐世保市では、「佐世保市いじめ防止基本方針」を策定している。なお、佐世保市では、平成 28 年にいじめに関する包括外部監査を行っているため、以下では概要のみを記載する。

(2) 概要

佐世保市いじめ防止基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、いじめ防止対策推進法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

同指針では、いじめの定義から、いじめの防止、早期発見及びいじめ発生時の対処方法などが定められている。

1 1 教職員による生徒への体罰、人権侵害の予防

(1) 指導状況

佐世保市では、教員による生徒への体罰根絶を目指す取り組みを行っており、近年では、各学校に対し、以下の指導を行っている。

ア 体罰・不適切な指導の根絶についてと題する通知（令和 3 年）

佐世保市中学校教諭 1 名が、体罰・不適切な指導を起こしたことにより、令和 3 年 7 月 29 日付けで長崎県教育委員会から懲戒処分に処されたことを受けて、以下の内容を周知徹底し、体罰及び不適切な指導を行わないという強い決意のもと教職員一丸となって取り組むよう求める通知を発している。

- (ア) 管理職員として、学校としての基本的な事項をしっかりと把握し対処しているのか、また、教職員間のつながりやコミュニケーションを図る職場づくりになっているかということ、再度確認すること。
 - (イ) 服務規律強化月間において、今年度から毎回、体罰・不適切な指導根絶をテーマの一つに設け、体罰の具体的な事例を用いる等、教職員一人一人が自らの問題として真摯に受けとめることができる研修の実施に努めること。
 - (ウ) 年間3回程度実施している目標管理面談において、毎回、体罰・不適切な指導根絶についての取組及びメンタルヘルスに係る状況を一人一人に確認すること。
 - (エ) 体罰事案に係る実態として、小学校では授業中、中学校では部活動中に多く発生していることを十分に認識し、部活動等を含む諸活動実施中の巡視や体罰を起こさない校内指導体制の整備に努めること。
- イ 体罰・不適切な指導の根絶についてと題する通知（令和4年）

本市立中学校教諭1名が、体罰・不適切な指導を起こしたことにより、令和4年3月30日付けで長崎県教育委員会から懲戒処分に処されたことを受けて、以下の内容を周知徹底し、体罰及び不適切な指導を行わないという強い決意のもと教職員一丸となって取り組むよう求める通知を発している。

- (ア) 年度始めの服務規律確保に係る取組として、令和3年12月3日付け、3教学第869号通知を確認のうえ、全教職員が「体罰根絶に向けたチェックリスト」を実施するとともに、「私の『体罰』根絶宣言」を校長に提出させること。
- (イ) 服務規律強化月間において、毎回、体罰・不適切な指導根絶をテーマの一つに設け、具体的な事例を用いる等、教職員一人一人が自らの問題として真摯に受けとめることができる研修の実施に努めるこ

と。また、体罰・不適切な指導根絶をテーマにした研修実施後、資料を市教委に提出することと、うち1回の研修の職員振り返りを市教委に提出すること。

(ウ) 今後、令和5年度までの体罰・不適切な指導根絶をテーマにした研修において、1回は学校教育部職員または外部専門機関が参加する研修を実施すること（外部専門機関とは、スクールロイヤー・警察・人権擁護委員等をいう）。なお、本研修実施方法等については、別途通知する。

(エ) 教育委員会の取組として、体罰・不適切な指導で、これまで指導や処分を受けた教職員の個別指導・支援を図ることを目的として、今年度より学校訪問時等に学校教育部人事管理担当による個別面談を実施する。

ウ 長崎県教育委員会服務規律強化月間の実施（令和4年度）

各学校に対して、服務規律の確保に向け実効性のある取組を行うよう求めると共に、併せて、令和4年度の各学校の実施計画及び取組状況を学校ホームページ上に掲載するよう指導している。

エ その他

その他にも、長崎県教育委員会が作成した体罰の根絶に向けてのガイドラインや体罰根絶に向けたチェックリストなどを使用するよう指導している。

オ 今後の取り組みについて

服務規律確保（体罰根絶）に向けて、佐世保市教育委員会としては、以下の取り組みを行っていく予定である（一部は既に実施済み）。

(ア) 全教職員による別添資料による体罰根絶に向けたチェックシート実施と「私の『体罰』根絶宣言」提出を行う。

(イ) 服務規律強化月間校内研修へ市教委または外部専門機関が参加し

て指導助言を行う。なお、各学校が年間3回実施している服務規律強化月間において、今年度から毎回、体罰・不適切な指導根絶をテーマの一つに設け、体罰の具体的な事例を用いる等、教職員一人一人が自らの問題として真摯に受けとめることができる研修の実施に努めるよう指導する。各学校は、上記3回の研修資料を市教委に提出することと、うち1回の研修の職員振り返りを市教委に提出する。市教委または外部専門機関は、令和3年度から5年度の計画で、全校の同期間の研修に1回参加して、指導助言を行う。

- (ウ) 体罰・不適切な指導根絶を図るための個別の指導支援を行う。
- (エ) これまでに体罰・不適切な指導で処分及び指導を受けた教員に、市教委定期学校訪問の際に面談を行う。

(2) 参考資料

7 体罰根絶に向けたチェックリスト

自分の指導を振り返るためのものです。4段階で自己評価をしてください。年数回自己診断を行い、自己理解を深め、体罰根絶に努めましょう。

【管理職員】

No.	チェック項目	自己評価			
		4	3	2	1
1	体罰の根絶について平素から教職員に指導の徹底を図っている。	4	3	2	1
2	体罰について、この程度なら問題ないという安易な雰囲気が生じないように努めている。	4	3	2	1
3	教職員の実績等にとらわれることなく、それぞれの取組を適切に評価し、助言している。	4	3	2	1
4	指導が困難な場面における対処方法等、体罰によらない指導の在り方を取り上げるなど実践的研修を行っている。	4	3	2	1
5	教職員が相互に相談し合える同僚性や学校のチーム力が高まるような働きかけを行っている。	4	3	2	1
6	児童生徒に対する指導について、特定の教職員だけに任せきりにすることなく、組織的に取り組んでいる。	4	3	2	1
7	管理職員への報告、連絡、相談体制が整っており、教職員にも周知している。	4	3	2	1
8	児童生徒が教職員に相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに努めている。	4	3	2	1
9	校内巡回等で、教職員の児童生徒への指導状況を十分把握している。	4	3	2	1
10	教職員との面談等において体罰根絶の観点から指導助言を定期的に行っている。	4	3	2	1

【自己評価： 4：全くその通り 3：その通り 2：そうではない 1：全くそうではない】

長崎県教育委員会作成
ガイドライン「体罰の根絶に向けて」一部抜粋

私の「体罰」根絶宣言

私は、「体罰」を『しない、させない、見過ごさない』
ため に、次の行動を積極的に実行します。

1. _____

2. _____

3. _____

_____ 年 月 日

【意見】

令和3年度及び令和4年度に佐世保市教員が懲戒処分を受けたことから
も明らかのように、体罰根絶に向けた佐世保市の取り組みの成果は芳しいも
のとは言い難い状況にある。体罰や不適切指導は刑法その他の法律に反する
違法行為であることから、その根絶は必達の目標であるといえる。佐世保市
としては、体罰等の不適切指導の根絶に向けて、更なる実効的な取り組みを
行っていただきたい。

1 2 校舎内での冷暖房稼働

(1) 空調設備運用ガイドライン

学校校舎内における冷暖房稼働について、佐世保市では、「空調設備運用ガイドライン」を策定している。

(2) ガイドライン策定の目的

近年、夏季において全国的な猛暑に見舞われ、熱中症患者が多発するなど、生徒の健康を保護していくうえで極めて憂慮すべき状況となっている。そこで、佐世保市では、近年の平均気温上昇による夏季の熱中症予防など児童生徒の健康面への配慮と、快適な学習環境を整え児童生徒が意欲を持って学べる条件を整備するために、すべての市立小中学校及び義務教育学校の普通教室等に空調設備を導入することになった。

他方、空調設備は多くのエネルギーを消費し室外機等排熱によるヒートアイランド現象や温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量が増えるなど、環境に負荷を与えてしまうという側面を持つ。

本ガイドラインは、空調設備の導入に伴う児童生徒の健康管理及び地球環境への配慮とのバランスを保ちながら、適正かつ効率的な空調設備の使用と併せ、各学校間での統一的な運用を行うために策定されている。

(3) 概要

ア 夏季の空調設備（冷房）の稼働期間等

以下の①～④を原則とする。但し、生徒の健康を損なう恐れがある場合など、特別の事情がある場合には校長の判断で使用することができる。

①稼働期間

6月1日～9月30日

②使用の目安

教室内の温度が28度以上の暑さが継続すると見込まれるとき。但し、教室内の湿度等の要因で不快と感じられないよう十分注意する。

設定温度は原則として25～28度の範囲内とする。但し、生徒の体調悪化やエネルギー浪費に繋がることにならないよう十分留意する。

③稼働時間

原則として、教室での授業（学習）時間内とする。連続して教室を使用する場合は冷気が逃げないようにしながら休み時間中も運転する。但し、教室から人が離れるような場合には稼働しないようにする。

なお、給食時間については、各学校の実状に応じて対応する。

④休業期間中等の使用

登校日及び補習授業など学習の機会、進路指導、会議、保護者との面談など、必要最小限の範囲において使用する。

イ 冬季の空調設備（暖房）の稼働期間等

以下の①～④を原則とする。但し、生徒の健康を損なう恐れがある場合など、特別の事情がある場合には校長の判断で使用することができる。

①稼働期間

12月1日～3月31日

②使用の目安

教室内の温度が10度以下の寒さが継続すると見込まれるとき。原則として設定温度は17度～20度とする。

③稼働時間

夏季に準ずる。

④休業期間中等の使用

夏季に準ずる。

ウ 使用上の注意等

その他、冷暖房の使用にあたっては生徒の体調変化に十分に留意することや、操作上の諸注意について定めると共に、学校全体の最大使用電力を抑えるために、冷暖房の稼働開始時間をずらすなどの工夫を行うよう指導がなされている。

【評価】

冷暖房は生徒の学習にとって欠かすことの出来ない設備である一方で、消費電力量も多いため、佐世保市の財源及び自然環境にも配慮をしつつ稼働する必要がある。

本ガイドラインは、基本方針を定めつつも、生徒の様子や学校の実状に合わせて柔軟に対応することを想定しており、実際に、往査対象となった各中学校においても、その日の気温状況等に即して適切に冷暖房の稼働調整がなされていた。また、本ガイドラインは、単に省エネを推奨するのみならず、冷暖房の分散稼働方法を例示しながら示すなど、各学校へのガイドラインとして適切な記載がなされている。

【意見】

本ガイドラインでは、17度以上28度以下の室温設定とする根拠として、「学校環境衛生基準」において、健康を保護し、かつ、快適に学習する上で維持されることが望ましい温度の基準として、上記温度設定が推奨されていることを挙げる。

しかし、オフィス等の室温についての基準を定めた、労働安全衛生法の規定に基づく「事務所衛生基準規則」第5条3項では、「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十八度以上二十八度以下」とする

よう努めなければならないとしている（なお、かつては最低気温を17度としていたが、世界保健機関(World Health Organization、WHO)が冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮して室内温度の低温側の基準について18度以上を勧告したことを受けて、本規定も18度以上と改められた。）。

また、室内の温度が同じであっても、室内の湿度によって人体に及ぼす影響は全く異なるのであるから、室内の温度基準を設けるとともに、湿度についても基準を設けることが望ましいといえる。実際に、同規則第5条3項は、室温のみならず、湿度についても、「相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下」になるように努めなければならないとしている。

以上からすると、佐世保市としても、本ガイドラインを改定し、室温の最低温度を18度以上に改めるとともに、湿度についても具体的な基準を設けるべきである。

なお、冷暖房効率を高めると共に、室内の温度を一定に保つため、各教室にサーキュレーター等を配備し、室内の空気の循環を行うことも併せて検討していただきたい。

第6 校則問題

1 総論

校則に関し、制定権者や制定の手続き、内容やその限界、校則を生徒に強制し得ることなどについて、直接的な根拠規定は法令に存しない。

(1) 公立学校の校則制定権

ア 裁判例

この点について判示した最高裁判所判例は存しない。

下級審においては、「学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有する」(熊本地方裁判所昭和60年11月13日判決)と校長に校則制定権を認めるものや、「学校は、国・公・私立を問わず、生徒の教育を目的とする教育施設であって、その設置目的を達成するために必要な事項については、法令に格別の規定がない場合でも校則等によりこれを規定し実施することのできる自律的、包括的な権能を有」する(神戸地方裁判所平成6年4月27日判決)と学校に校則制定権を認めるものなど、判断が分かれており、一義的には明確ではない。

イ 生徒指導提要(文部科学省・令和4年12月)

生徒指導提要においては、校則は、「特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるもの」と裁判例に従いつつ、「各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるもの」と、校長に校則制定権を認めている。

もっとも、教職員は、「児童の権利に関する条約」や、令和4年6月に公布された「こども基本法」において「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されていること(第1条)やその他の本法基本理念の趣旨等について、理解しておくことが求められるとし

ている。これを受けて、「校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です」と述べる。

(2) 校則の運用

ア 裁判例

①熊本地方裁判所昭和60年11月13日判決

校則に関し、「教育は人格の完成をめざすものであるから、右校則の中には、教科の学習に関するものだけでなく、生徒の服装等いわば生徒のしつけに関するものも含まれる。もっとも、中学校長の有する右権能は無制限なものではありえず、中学校における教育に関連しかつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置にも関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。」と、校長の校則制定権に制限があるとしつつも、「校則が中学校における教育に関連して定められたもの、すなわち、教育を目的として定められたものである場合は、その内容が著しく不合理でない限り、」違憲とはならない、と判示している。

そのため、「丸刈、長髪禁止」とする服装規定（校則）について、「本件校則は、教育目的で制定されたものと認めうるが、丸刈りが、現代においてもっとも中学生にふさわしい髪型であるという社会的合意があるとはいえず、スポーツをするのに最適ともいえず、又丸刈りにしたからといって清潔が保てるというわけでもなく、髪型に

関する規制を一切しないこととすると当然に本件校則を制定する目的となった種々の弊害が生じるという合理的な根拠に乏しく、又、頭髪を規制することによって直ちに生徒の非行が防止されると断定することもできない。」と述べながらも、「しかしながら、校則の丸刈りは時代の趨勢に従い特に都市部では徐々に姿を消しつつあるとはいえ、今なお男子児童生徒の髪型の一つとして社会的に承認され、特に郡部においては広く行われているもので、必ずしも特異な髪型とは言えないことは公知の事実であり、昭和40年の創立以来の慣行として行われてきたものを校則という形で定めたものである。」

「③本件校則には、本件校則に従わない場合の措置については何等の定めもなく、被告校長等は本件校則の運用にあたり、身体的欠陥等があつて長髪を許可する必要があると認められる者に対してはこれを許可し、それ以外の者が違反した場合は、校則を守るように繰り返し指導しあくまでも指導に応じない場合は懲戒処分として訓告の措置をとることにしており、たとえ指導に従わなかったとしてもバリカン等で強制的に丸刈りにしてしまうとか、内申書の記載や学級委員の任命保留あるいはクラブ活動参加の制限といった措置を予定していないこと、被告中学の教職員会議においても男子丸刈りを維持していくことが確認されていることが認められ、」「丸刈りの社会的許容性や本件校則の運用に照らすと、丸刈りを定めた本件校則の内容が著しく不合理であると断定することはできない。」としている。

②最高裁判所平成8年2月22日判決

中学校の学校規則において、男子生徒の丸刈りと学校外での私服の禁止を制定している行為が違憲であるとして争われた事案において、「本件の「中学校生徒心得」は、「次にかかげる心得は、大切

にして守ろう。」などの前文に続けて諸規定を掲げているものであり、その中に、「男子の制服は、次のとおりとする。(別図参照)」とした上で、別図において「頭髪・丸刈りとする。」とする定めや、校外生活に関して、「外出のときは、制服又は体操服を着用し(公共施設又は大型店舗等を除く校区内は私服でもよい。)、行き先・目的・時間等を保護者に告げてから外出し、帰宅したら保護者に報告する。」との定めが置かれているが、これに違反した場合の処分等の定めは置かれていないというのである。右事実関係の下において、これらの定めは、生徒の守るべき一般的な心得を示すにとどまり、それ以上に、個々の生徒に対する具体的な権利義務を形成するなどの法的効果を生ずるものではない」として本件訴えを不適法とした。

イ 生徒指導提要(文部科学省・令和4年12月)

生徒指導提要においては、「校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。」と述べられている。

(3) 校則の見直し

ア 生徒指導提要（文部科学省・令和４年１２月）

生徒指導提要においては、「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。」と述べている。

そして、「校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。」としている。

2 各論（佐世保市の校則）

（１）佐世保市内の中学校往査

佐世保市内の中学校の内、江迎中学校、広田中学校、清水中学校、宇久中学校を往査し、校則について開示を受けた。

各学校の校則の内容については、各学校往査に関する報告にて後述する。

(2) 眉毛の抜毛、剃毛について

各中学校に共通する校則として、「眉毛の抜毛、剃毛の禁止」が挙げられる。校則については、頭髪や服装の指定等が、学校の教育目的実現にあたり、生徒への過剰な制約となっていないかという議論の対象となっているが、「眉毛の抜毛、剃毛禁止」についても同様であり、また、各中学校に共通している点で象徴的であるといえる。外部監査人の往査の際、各中学校に趣旨を聞いたところ、「中体連がそのように要求しているから」旨の回答に集中していた。これについては、中体連、すなわち、日本の中学校スポーツを統括する財団法人日本中学校体育連盟またはその下部組織（各地方ブロックの体育連盟や都道府県の体育連盟等）が、中学校の運動部員につき、眉毛の抜毛、剃毛禁止を定めているとも解釈できるが、具体的に、これらの組織が、そのような指定を行っているのかどうかについて、各往査先中学校からは不明であった。

それゆえ、包括外部監査人は、日本中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、長崎県中学校体育連盟に対して、佐世保市の中学校における眉毛に関する校則に関して、書面にて状況説明を行い、大会に参加する生徒に対して眉毛の抜毛、剃毛禁止を出場要件としているか、また、校則化を奨励しているのか等照会した。その結果、日本中学校体育連盟からは、「全国レベルで眉毛に関する規則は定めておらず、また、眉毛の抜毛、剃毛をしている学生について、全国大会への出場を禁じるレギュレーションも存在しない」との回答であった。他方、九州中学校体育連盟及び長崎県中学校体育連盟からは、「学生の健全育成がスポーツ大会の目的の一つであるため、眉毛の剃毛等身だしなみに関する『申し合わせ』があ

るが、明文での制限規定はない。」「なお、この申し合わせはかなり昔からのことである。これは、かつて中学校が荒れていたため、各中学校にて校則等にて身だしなみの崩れを防止しようとする動きがあり、中体連としてもこれを支援する形で申し合わせに至ったと聞いている。」とのことであった。特に、九州中学校体育連盟からは、「昨今、いわゆるブラック校則問題の関係で、各中学校でも校則見直しがなされていることから、九州中体連としても申し合わせ事項については議題になるようになってきている。例えば、とある中学校にて、眉毛の剃毛等を校則上認めるということであれば、九州中体連として独自にこれを抑制することは予測していない。」との付言があった。

【意見】

佐世保市の各中学校での校則、生徒心得の眉毛の抜毛・剃毛禁止は、「中体連がそのように要求しているから」という話が多かったが、中体連としては、全国ブロックではそのような指定はなく、九州ブロック以下でも「各学校のルールを守れるように」としている趣旨であることから、積極的に中体連にて眉毛に関する指示をしているわけではないという回答である。すなわち、佐世保市の各中学校にて、ほぼ共通する校則である眉毛の抜毛・剃毛の禁止規定については、各中学校と中体連とで、相互に相手方の主導によるものであるとする状態であった。眉毛の抜毛・剃毛禁止規定を含む校則問題については、教育目的との関係での見直しの要請があることについて後述するが、本件は、特に、校則の存在意義について、実際には空白状態であることを示している。佐世保市において、校則問題を取り扱う場合、このことを再認識していただきたい。

3 現在における校則の議論状況(校則見直しQ&A 宮崎県弁護士会版)

(1) 前論

校則に関しては、令和4年8月、宮崎県弁護士会より「校則見直しQ & A 宮崎県弁護士会版」が発表された。

「校則見直しQ & A 宮崎県弁護士会版」では、子どもの人権・権利、校則の根拠、校則による規制の限界、具体的な校則の定めへの検討、校則見直しの手続き、校則運用上の問題点などについて、詳細に検討がなされている。なお、このQ & Aは、宮崎県弁護士会のホームページにて公開されていることから、本報告書での全文掲載は省略し、以下該当部分について適宜指摘する。

(2) 校則による規制の限界の基準

憲法や子どもの権利条約で保障されている、子どもの自己決定権をはじめとするさまざまな重要な人権や権利を一律に規制する校則は、厳正に審査されるべきとし、具体的には

(A) 校則に重要な教育目的が認められること（教育目的要件）

(B) 校則の目的と規制手段が実質的関連性を有すること（実質的手段要件）

の2つの要件を満たすかどうかで判断することが相当である、としている。

(3) 眉毛の抜毛、剃毛の禁止規定について

「校則見直しQ & A 宮崎県弁護士会版」によれば、眉毛の抜毛、剃毛の禁止規定について、目的が定かではなく、もしくは学校が一方向的に「中学生らしさ」を想定しており、教育目的要件を満たさないのではないかと指摘されている（Q10(5)）。

【意見】

「校則見直しQ & A 宮崎県弁護士会版」は、子どもの人権を尊重するという観点から、上記基準を定めている。令和3年6月に、文部科学省が全国の教育委員会などに学校や地域の実態に応じて校則を見直すよう要請していることも踏まえると、佐世保市も、上記基準に従って、校則の見直しをすることが急務であると考えます。

上記眉毛の抜毛、剃毛の禁止規定については、その起源についての問題の特記したところであるが、この規定も含め、教育目的要件・実質的手段要件という観点から、各校則の見直しが必要であると考えます。

第3章 佐世保市教育委員会

第1 教育委員会制度について

1 教育委員会制度の説明

教育委員会は、都道府県及び市町村等におかれる合議制の執行機関である（法的根拠としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」など）。

教育委員会は、人格が高潔で幅広い識見を有する5人（条例で定めるところにより、都道府県・市の場合は6人以上、町村の場合は3人以上とすることも可能）の非常勤の教育委員をもって組織されている。教育委員会を構成する委員は、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人物ではあるが、必ずしも「教育や教育行政」の専門家ではないという意味で「レイマン」と呼称されるが、このレイマン達の集まりである教育委員の合議により大所高所から基本方針を決定し、その方針を受け、教育行政の専門家として教育長が、教育委員会の指揮監督の下に事

務局を統括して執行する仕組みとなっている（レイマンコントロール）。

このように、教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員など「教育」の専門家だけの判断に偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度といえる。

2 教育委員会制度の意義

（1）地方自治の尊重

地方の教育行政は、憲法の「地方自治の本旨」（地方の行政につき国から独立した地方公共団体により自主・自律的に処理する「団体自治」及び団体に所属する住民の意思に基づいてその事務を処理する「住民自治」）に沿って定められる。

（2）教育行政の中立性と安定性の確保

教育が人格の完成を目指していることから、その中立性の確保が極めて重要とされている。このため、教育行政の執行につき、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保するとともに、安定性、継続性の確保を図るため、選挙で選ばれる自治体の長から独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。また、教育委員の選任も公選制ではなく任命制とされている。

教育基本法第14条第2項

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(3) 指導行政の重視

教育行政において、指導・助言・援助等の非権力的作用を中心として、その運営が行われるように配慮されている。一例として、教育委員会事務局に指導主事・社会教育主事が配置されている。

(4) 教育行政と一般行政の調和

教育行政も地方公共団体の処理事務に含まれていることに鑑み、両者の調和が図られている。知事・市町村長が予算案及び条例案等について教育委員会から意見を聴くこととされている。

(5) 国・都道府県・市町村の連携

地方教育行政は、国の教育を構成することから、全国的な教育水準の維持向上や教育機会の均等を図る観点から、国・都道府県・市町村の連携が図られるための配慮がなされている。その例として、県費負担教職員制度や義務教育費国庫負担制度が設けられている。

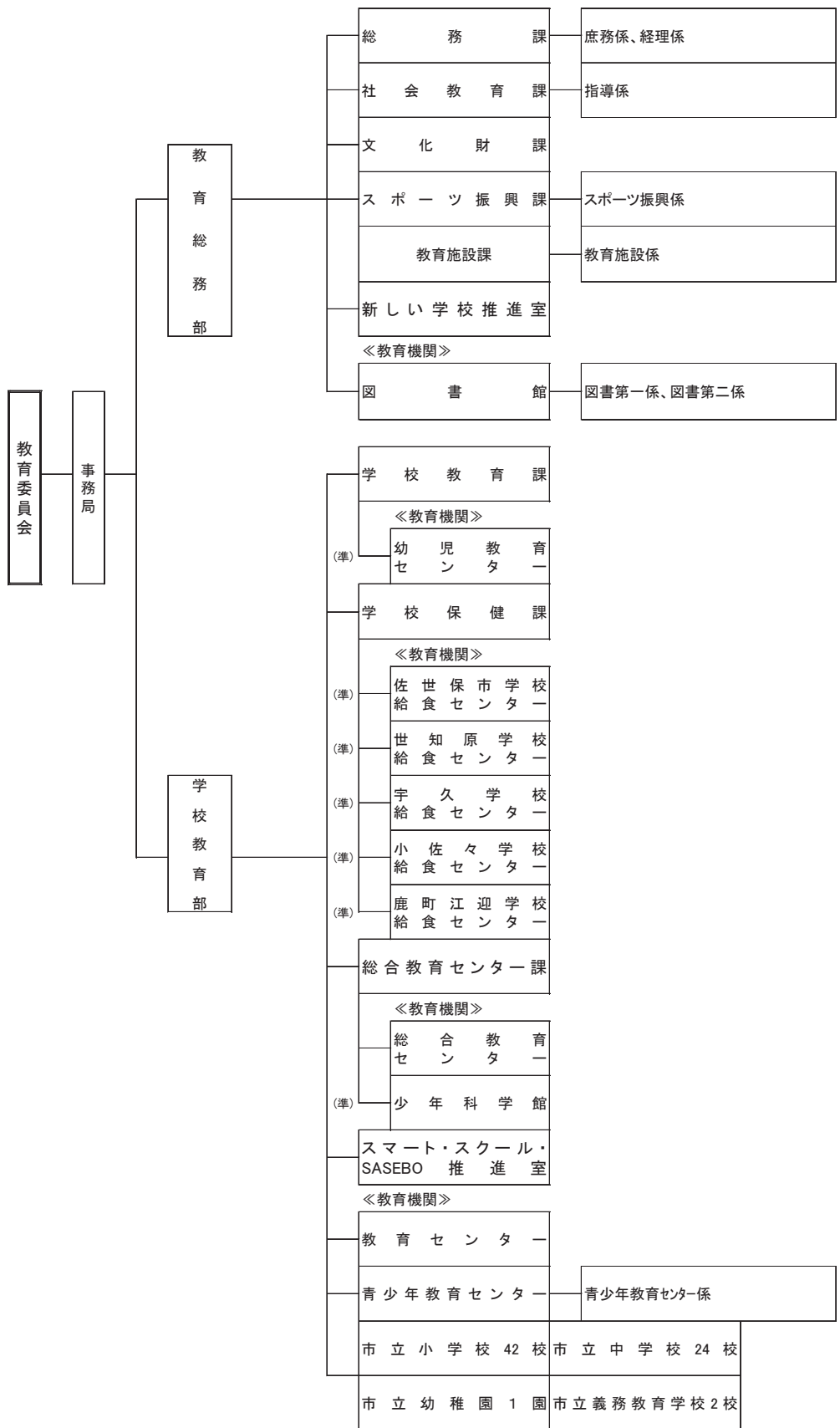
(6) 生涯学習など教育行政の一体的な推進

創造的で人間性豊かな人材を育成するため、教育委員会が、生涯学習の推進をはじめ、教育、文化、スポーツの振興等幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進するものとされている。

第2 組織構成

1 教育委員会の組織構成及び委員等

以下のとおりである。



※令和4年度教育委員会構成員

教育委員名簿		令和2年12月22日現在		
委員の 区別	氏名	性別	委員就任 年月日	任期満了 年月日
教育長	にしもと しんや 西本真也	男	H.28.4.1	R6.7.31 (3期目)
教育長 職務代理者	まつの ひろふみ 松野廣文	男	R3.10.1	R4.12.22 (1期目)
委員	はぎはら ゆうこ 萩原裕子	女	R1.12.23	R5.12.22 (1期目)
委員	こが ゆき 古賀由樹	女	R2.12.22	R6.12.21 (1期目)
委員	なかむら のりひろ 中村徳裕	男	R3.12.23	R7.12.22 (1期目)

※令和4年度教育委員会事務局・職員数

正規職員		
事務局	教育長、部長、次長	5
	総務課	12
	教育施設課	13
	社会教育課	7
	文化財課	11
	スポーツ振興課	11
	学校教育課	16
	学校保健課	12
	総合教育センター課	6
教育機関	学校（調理士、管理員）	88
	小佐々学校給食センター	2
	世知原学校給食センター	1
	図書館	11
	教育センター	5
	少年科学館	1
	青少年教育センター	6
	白南風幼稚園	8
幼児教育センター	2	
合計	217	

2 教育委員の任命方法等

(1) 任命

教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

破産者で復権を得ない者又は禁固以上の刑に処せられた者は委員になることはできず（委員の欠格条項）、また、委員のうち過半数が同一政党に所属することも禁止されている。さらに、地方公共団体の長は、委員の任命に当たって、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、保護者である者が含まれるようにしなければならないとされている。

(2) 任期

委員の任期は任命の日から起算して4年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間となる。また、委員は再任されることもできる。

地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）に基づく教育委員会の発足時（昭和31年）の委員の任期が、1年委員1名、2年委員1名、3年委員1名、4年委員2名と定められ、後任者がこれを引き継ぐことによって、教育委員は毎年一部ずつ改任される仕組みとなっている。これは、委員の改任により急激に教育委員会の行政方針が変わることを避けるとともに、長及び議会の議員の任期が4年であることとも関連して、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性が脅かされることを防ぐためである。

(3) 辞職

教育委員は、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる。ただし、委員は一身上の事件については議決に加わることはできないため、辞職に係る議事の対象となる委員は除籍されることになる。

(4) 罷免

教育行政の運営が、中立性と安定性を保って行われるためには、委員たるにふさわしくない委員を排除し、また委員の政党所属が偏ることのないようにしなければならない。他方、委員の身分保障についても十分な配慮が必要となる。

これらの理由から、地方公共団体の長は、以下の場合においては、議会の同意を得て委員を罷免することができる。

- ・委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと長が認める場合
- ・職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると長が認める場合

また、委員のうち、同一の政党に過半数以上の委員が所属することとなった場合も罷免することとされている。

以上の場合を除き、委員は、その意に反して罷免されることがないとされている。

(5) 解職請求

委員が一旦任命された後においても公正な民意の代表者たる委員として不適当であると認められる場合には、住民が直接に委員の解職を請求することができる。

現行法では、地方公共団体の長の選挙権を有する者は、長に対し、そ

の総数の3分の1（総数が40万人を越える場合は、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、委員の解職を請求することができる。

（6）失職

委員は、以下のいずれかの事由に該当する場合には当然にその職を失うこととされている。

- ・委員の解職の請求が成立したとき
- ・欠格条項（破産者で復権を得ない又は禁固以上の刑に処せられた者）に該当するとき
- ・当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなったとき
- ・兼業禁止規定に該当する行為があったと長が決定したとき

（7）教育委員長の任命方法等

ア 選挙及び任期

教育委員長は、教育長を除く教育委員の中から、1名が互選により選ばれる（任期1年、再認可）。仮に、委員長就任後1年を経ない時期に委員長をやめた場合には、後任者の任期は1年であり、前任者の残任期間ではない。

イ 職務

教育委員長は教育委員会の会議を召集し、かつ主宰し、教育委員会を代表するものとされている。また、会議の議事は出席委員の過半数で決するが、可否同数のときは、教育委員長の決するところによる。

なお、「教育委員会を代表する」とは、教育委員長名で教育委員会の権限に属する法律行為をなし得るが、教育委員長の単独の意思により教育委員会の事務を処理できることを意味するものではない。教育委

員会の権限の行使はあくまで合議体としての教育委員会の決定により行われる。

ウ 職務代理者

教育委員長に事故があるとき、又は教育委員長が欠けたときは、教育委員会があらかじめ指定する委員が、教育委員長の職務を代行する。

第3 事務分掌

※佐世保市教育委員会事務分掌

部	課	係	事務分掌
教育総務部	総務課	庶務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 教育委員会の庶務の総括及び課内の庶務に関する事。 3 公印に関する事。 4 規則等の制定改廃に関する事。 5 公告式及び市公報資料に関する事。 6 職員（市費から給与を受ける者）の任免その他の人事に関する事。 7 公文書の収発、整理及び保管に関する事。 8 育英制度及びその事業に関する事。 9 教育委員会に属する職員の給与に関する事。 10 基幹統計及び調査並びに教育行政に関する相談に関する事。

			<p>11 教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。</p> <p>12 教育委員会の未収債権に関すること。</p>
		経理係	<p>1 予算の総合調整及び経理に関すること。</p> <p>2 予算の編成及び配当に関すること。</p> <p>3 学校用物品等の調達に関すること。</p> <p>4 授業料及び手数料の徴収に関すること。</p> <p>5 就学援助に関すること。</p>
	教育施設課	教育施設係	<p>1 教育施設の建設計画及び実施計画に関すること。</p> <p>2 教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>3 教育施設の用地の選定及び変更に関すること。</p> <p>4 教育施設の目的外の使用に関すること。</p> <p>5 課内の庶務に関すること。</p>
	社会教育課	指導係	<p>1 社会教育の企画立案に関すること。</p> <p>2 社会教育行政の総括に関すること。</p> <p>3 社会教育関係団体の指導・育成及び社会教育施設の運営に係る指導に関すること。</p> <p>4 社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>5 社会教育関係職員に対する指導及び研修に関すること。</p> <p>6 市民文化活動の奨励及び支援に関すること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 7 ユネスコ活動に関すること。 8 社会教育の振興のための事業の実施に関すること。 9 課内の庶務に関すること。
	文化財課		<ul style="list-style-type: none"> 1 文化財の調査研究、保護管理及び普及啓発に関すること。 2 埋蔵文化財の保護に関すること。 3 文化財審査委員会に関すること。 4 文化財保護団体の育成及び支援に関すること。 5 文化財展示施設に関すること。 6 課内の庶務に関すること。
	スポーツ振興課	スポーツ振興係	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育施設の整備、管理及び廃止に関すること。 2 社会体育の指導に関すること。 3 スポーツイベントの企画及び指導に関すること。 4 体育諸団体及びスポーツ推進委員に関すること。 5 課内の庶務に関すること。
	新しい学校推進室		<ul style="list-style-type: none"> 1 学校の適正配置に関すること。 2 学校施設再編の計画に関すること。 3 学校施設再編の施策の推進に関すること。
学校教育部	学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（幼稚園を含む。以下この項及び学校保健課の項において同じ。）の職員（市費から

		<p>給与を受ける者を除く。)の任免その他の人事に関すること。</p> <p>2 学校の教育課程及びその取扱いに関すること。</p> <p>3 学校教科用図書の採択に関すること。</p> <p>4 学習効果の評価に関すること。</p> <p>5 教職員の研修に関すること。</p> <p>6 学校図書館に関すること。</p> <p>7 学校教育の指導に関すること。</p> <p>8 学齢簿の編成及び就学に関すること。</p> <p>9 通学区域に関すること。</p>
	学校保健課	<p>1 学校体育の指導に関すること。</p> <p>2 学校の児童、生徒及び職員の保健に関すること。</p> <p>3 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>4 安全教育及び日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>5 学校給食に関すること。</p> <p>6 課内及び学校教育課の庶務に関すること。</p>
	総合教育センター課	<p>1 学社融合の推進に係る研修に関すること。</p> <p>2 教育センター、少年科学館及び清水地区コミュニティセンターの連携事業に関すること。</p> <p>3 視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>4 学校の情報環境及び情報セキュリティに関すること。</p>

			5 総合教育センターの運用に関すること。 6 総合教育センターの庶務に関すること。
	スマート・ スクール・ S A S E B O推進室		1 学校における I C T環境の活用に係る企画 立案に関すること。 2 I C T環境に関する連絡調整に関するこ と。

第4 財政状況

1 総論

(1) 佐世保市の市立中学校の財務状況については、「第2部 佐世保市の財政及び人口の推移」の「第2 一般会計」の「4 一般会計教育費目的別歳出決算額（平成29年度から令和3年度まで）」を参照されたい。

年度毎の生徒数等の変動により、決算額に上下はあるものの、特に、市立中学校運営のための公金支出について、平成29年度から令和3年度にかけて突出ないし特筆した事情は無い。もっとも、佐世保市の財政状況が楽観視できる状態ではないことは第2部のとおりである。

(単位：千円)

款 別	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額
中学校費	1,317,584	1,512,915	2,227,246	1,276,677	1,635,580

【意見】

市立中学校の財政状況については、義務教育の国レベルでの機会均等及び

水準維持・向上という要請があるため、一定の財源確保は不可欠であるが、
 国ないし地方公共団体の財政が厳しいという事情に鑑み、その節減の要請も
 無視することはできない。これにつき、市立中学校の財政節減のためには、
 ①市立中学校の現行の予算につき、無益（無意味、陳腐化）なものはないか、
 有害と評価し得るものはないか、または、先送り可能なものはないかを再検
 討すること、②制度全体のリストラクチャリング（組織変更・再構成）の余
 地はないかを検討することが必要である。

（２）本項では、佐世保市より提出を受けた令和３年度の佐世保市立中学校
 の財政（決算）に関する報告につき、特に検証を要すると判断した部分
 について、その結果等を示す。

２ 学校教育課令和３年度決算について

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
1	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	「人づくり」にかかる人件費	人件費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		給料	84,540,450	84,540,450	この事業の詳細について		政策を支える包括的な事務事業 学校教育課 17名分の職員の給与	
(2)		職員手当等	50,726,468	50,726,468	同上		政策を支える包括的な事務事業 学校教育課 17名分の職員の手当	
(3)		共済費	27,844,585	27,844,585	同上		政策を支える包括的な事務事業 学校教育課 17名分の共済費	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
2	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	教育行政一般管理	学校行政教育一般	
		名称	予算現額	決算額	疑問			回答
(1)		委託料	11,147,000	2,581,467	<p>①委託事業の詳細について、 ②委託料については例年1000万円以上計上されており、平成31年度までほぼ全額消費されている。令和2年度に当初予算額約1113万円から約340万円に修正され、令和3年度は約856万円の不用額発生となっているこの理由如何</p>			<p>【小学校文化活動業務委託】 ①全小学校及び義務教育学校前期課程の児童が参加・出品する小学校音楽発表会や図画工作作品展等を開催し、文化活動の充実を図ることを目的に、小学校教育研究会と委託契約をするもの。 ②令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、音楽発表会、図工作品展を中止としたことによる委託料の不用額が発生したもの (予算額4,762,010円→決算額28,300円)</p> <p>【中学校文化活動業務委託】 ①全中学校及び義務教育学校後期課程の生徒が参加・出品する中学校音楽発表会や夏休み作品展等を開催し、文化活動の充実を図ることを目的に、中学校文化連盟と委託契約をするもの。 ②全中学校及び義務教育学校後期課程を対象とした上記と同様の委託契約についても新型コロナウイルス感染症予防のため、取組内容に変更が生じたことにより不用額が発生したもの (予算額5,258,000円→決算額1,414,386円)</p>

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
3	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	特色ある学校づくり対策事業	特色ある学校づくり対策事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問			回答
(1)		委託料	30,700,000	30,660,000	<p>①この事業の詳細について、 ②資料提供を受けた平成29年度から令和3年度まで毎年度3000万円以上の委託料が支払われている。「特色ある学校づくり」の成果如何。</p>			<p>①各学校の創意工夫を生かし、校長の学校経営ビジョンに基づく学校づくりを支援し、学校の特色を生かした実践研究を推進することにより学校の活性化を図るため、各学校と研究委託契約をするもの。 ②毎年、委託する学校に対して質問紙調査を実施し、「児童生徒に関すること」「学校運営に関すること」「保護者・地域に関すること」の領域で本事業に係る成果を求めている。 平成29年度から令和3年度までは全項目において、「特に効果あり」「効果あり」と回答している学校が100%となっており、本事業の成果と考える。</p>

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
4	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	生徒指導 充実事業	いじめ・ 不登校対 策	
		名称	予算現額	決算額	疑問			回答
(1)		報酬	159,000	159,000	この事業の詳細について			いじめ防止対策推進委員会（付属機関）に出席する委員に対しての報酬（1回8,800円）
(2)		報償費	11,435,020	11,435,020	同上			心の教室相談員派遣にかかる謝金22名分（決算額8,729,830円） ※県スクールカウンセラーが配置されていない中学校や、配置はあるが不登校生徒が多い中学校に心の教室相談員を派遣し、不登校やいじめなどの問題行動の未然防止や対応を行うもの。 教育相談員（スクールカウンセラー）派遣にかかる謝金（決算額2,705,190円） ※学校が抱える生徒指導上の諸問題に対応するため、心理などの専門的な知識や経験を有するアドバイザーを学校に派遣し、助言や援助を行うもの。

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
5	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	生徒指導 充実事業	児童生徒 理解支援 システム 支援事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問			回答
(1)		委託料	2,688,000	2,687,080	①この事業の詳細について、 ②資料提供を受けた平成29年度以降、毎年度約250万円の支出となっている。システムの構築完成のための越年事業であるのか、それともシステムは完成済みでありランニングコストであるのか			①児童生徒理解支援システムを利用し、こども一人一人の情報をデータ管理し、情報の共有化をする。さらには教職員の事務負担の軽減を図り、子供と向き合う時間の確保をする。 ②ランニングコスト 保守委託料等2,687,080円

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
6	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	教職員資質向上事業	小・中学校教育活動推進事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		委託料	123,389,000	123,051,500	<p>①この事業の詳細について、 ②資料提供を受けた平成29年度決算が約2178万円、平成30年度が約6167万円、令和元年度が約1億0168万円、令和2年度が約1億2315万円と急激な増額となっている。その理由及びこの事業の成果如何。</p>		<p>①詳細 教科等研究事業委託（小学校）1,145,000円 教科等研究事業委託（中学校）700,000円 実験学校研究事業1年目（335,000円×2校）700,000円 実験学校研究事業2年目（400,000円×2校）800,000円 学校経営並びに運営研究事業 小学校長会 540,000円 学校経営並びに運営研究事業 中学校長会 312,000円 学校運営並びに運営研究事業 小学校教頭会 225,000円 学校経営並びに運営研究事業 中学校教頭会 167,000円 ICT支援員配置事業118,800,000円 ②急激な増額となった理由 ICT支援員配置事業によるもの。教職員用無線LAN端末導入にあわせてICTを活用した授業支援を行うため、ICT支援員を配置。導入から2年間は2校に1名配置、3年目は4校に1名配置とした。 ※ICT支援員とは、小・中学校でのICT活用場面において、ICTを活用した授業展開の普及と教職員の指導力向上、教育の情報化のため、支援、助言、研修を行う者。 H29.8～教職員用無線LAN端末9校導入にあわせてICT支援員5名配置 H30.8～教職員用無線LAN端末20校導入にあわせてICT支援員10名追加 R1.8月～教職員用無線LAN端末19校導入にあわせてICT支援員10名追加 R2.8月～教職員用無線LAN端末22校導入にあわせてICT支援員10名追加 令和3年度は70校に対し24名の支援員を配置（3校に1名）</p>	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
7	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	人権教育推進事業	人権教育推進事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		負担金補助及び交付金	130,000	130,000	<p>①この事業の詳細について、</p> <p>②人権教育に関する政策及び予算が著しく少ないと思われる。佐世保市は、特に、児童教育につき「徳育」を標榜しているが、人権教育に関する僅少傾向は矛盾していると思われるが佐世保市の見解を伺いたい。</p>		<p>①佐世保市人権教育研究会は小中学校教職員約700名で組織されており、教職員が人権教育について正しく理解し、地域の実態に則して適切に児童生徒に指導を行うため、指導法の研究や実践のための活動をしている。</p> <p>②佐世保市としてはその活動に対して児童生徒の人権意識を高めることにつながるため、補助金により活動を支援している。また、この組織については佐世保市からの補助金の他、会費等により運営されている。</p>	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
8	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	国際理解・交流能力育成事業	ALT派遣事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		報酬	39,524,550	29,812,545	<p>①この事業の詳細について、</p> <p>②ALT派遣事業の成果状況如何、③約971万円の不用額が発生している理由如何</p>		<p>①英語教育の充実と教員の資質向上を目指し、ALT13名（JET11名・NON-JET2名）を各学校へ派遣する事業。</p> <p>②「生きた英語」に触れることで、言語の習得だけでなく、異文化への理解やグローバルな視点を育むことができている。</p> <p>③通常、ALTは8月～7月を1年として最長5年の任用後、入れ替わることとなっている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で本来8月に来日するALTの受け入れができず一時欠員が出たため、ALTの来日が遅れたことによる報酬の残が発生した。</p>	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
9	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	国際理解・交流能力育成事業	国際理解教育推進事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		報酬	12,026,900	9,273,320	<p>①この事業の詳細について、 ②国際理解教育推進事業の成果状況如何、③約275万円の不用額が発生している理由如何</p>		<p>① 【外国語指導】英語を母国語とする者または、英語が堪能な日本人を指導員として各小学校に派遣。英語授業のサポートをする。 【日本語指導】日本語における学習や学校生活に適應する能力を養うために日本語指導を必要とする児童生徒がいる小・中学校へ指導員を派遣する。（児童生徒の母国語に堪能な人材を派遣する） ②国際理解指導員の派遣により、児童生徒の学習サポートができてい る。 ③令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で指導員が自宅待機となったり、学級閉鎖などの影響で、本来予定していた回数派遣できなかったことにより不用額が発生した。</p>	
(2)		委託料	6,537,000	5,711,100	委託内容の詳細		<p>イングリッシュキャンプを実施し、英語を楽しく体験的に学ばせることで、興味関心を高め、英語の必要性や異文化理解を深めるとともに、確かな英語力の習得、国際性及び英語のコミュニケーション能力の向上へとつなげるもの。 Fun English Camp（小学4年生全員）※学校で実施 Challenge English Camp（中学生希望者）※ハウステンボス園内外で実施 【委託内容】 ・イングリッシュキャンプの企画・実施運営 ・参加決定者への連絡 ・事前打ち合わせなどの実施 ・発注者への報告</p>	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
10	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	豊かな心をはぐくむ実践事業	豊かな心をはぐくむ実践事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	報奨金		726,080	576,780	①この事業の詳細について（報奨金支払先を含めて）、 ②この事業の成果如何、		①令和3年6月19日（土） アルカスSASEBO大ホール 講師 笠井信輔氏（フリーアナウンサー） 報償金支払先：（株）メディア21 ②コロナ禍での開催であったが、一般市民、保護者、教職員あわせて500名の参加があった。笠井氏の講演を通して「いのち」の大切さや尊さについて考えを深めることができた。	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
11	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育指導費	障がい児教育推進事業	特別支援教育補助指導員派遣事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	報酬		73,710,000	72,862,920	①この事業の詳細について、 ②この事業の成果如何、③資料提供を受けた平成29年度以降7000万円前後の決算額となっている。必要なコストと考えてよいか。		①特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者へ個別指導や相談等に対応するため、50名の特別支援教育補助指導員を各学校へ配置するための人件費。 ②特別支援教育補助指導員を派遣することで、特別支援学級の教育活動や通常学級において特別支援教育にかかわる教育的な配慮ができ、在籍児童生徒の日常生活及び学習活動の円滑化に資することができた。 ③必要なコストである。	

3 学校保健課令和3年度決算について

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
12	令3	一般会計	教育費	保健体育費	保健体育 総務費	「人づく り」にか かる人件 費	人件費 (保健給 食)	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	給料		47,995,000	47,988,180	学校給食制度維持上の必要な コストと考えてよいか。		政策を支える包括的な事務事業 学校における体育・安全・保健・給 食に関する事務を所掌している、学 校保健課職員11名分の給料であ る。	
(2)	職員手当等		27,660,192	27,660,192	同上		政策を支える包括的な事務事業 学校における体育・安全・保健・給 食に関する事務を所掌する、学校保 健課職員11名分の職員手当等であ る。	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
13	令3	一般会計	教育費	保健体育費	保健体育 総務費	中学校体 育推進事 業	中学校体 育大会運 営費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	委託料		35,377,000	27,343,005	①委託契約の詳細、②不用額 が約803万円に達している ことの理由如何		①佐世保市中学校体育大会の運営 を、佐世保市中学校体育連盟に委託 するものである。 ②新型コロナウイルス感染症の影響 により、市中学校体育大会総合開 会式の中止及び九州大会の1部が中止 となったため不用額が生じたもので ある。	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
14	令3	一般会計	教育費	保健体育費	保健体育 総務費	学校教育 事業	学校給食 実施に関 する事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		委託料	3,985,000	3,649,800	委託契約の詳細			学校給食衛生管理基準に基づく学校給食従事者の毎月2回の検便実施にかかる、検体回収及び検査を委託するものである。
(2)		負担金補助及び 交付金	23,966,000	23,031,968	学校給食制度維持上の必要なコストと考えてよいか。昨今の食材、燃料等高騰による給食事業への圧迫等懸念、対処措置等の有無があればご教示願いたい。			給食物資を調達する（公財）佐世保市学校給食会への運営補助金である。昨今の食材費高騰を受け、令和4年度現在、国の臨時交付金を活用することで給食事業の一般財源の抑制、保護者の負担軽減を図ることができているが、臨時交付金が恒久的なものでないことから将来的な負担について懸念がある。
(3)		学校給食会運転 資金貸付	27,000,000	27,000,000	同上			給食物資を調達する（公財）佐世保市学校給食会への運転資金の貸付金である。各学校から物資代（給食費）が集まるまでの間の、物資納入業者への支払いに充てるものである。
(4)		学校給食管理運 営費	31,566,019	27,557,400	同上			小中学校のうち、自校給食室で調理を実施している学校（自校方式）のための管理運営費である。
(5)		学校給食食器整 備	12,583,279	12,583,279	同上			給食を実施している小中学校において使用している給食食器を整備するための経費である。

(6)	世知原学校給食センター管理運営費	17,454,093	17,218,466	同上	給食センターの維持・管理に要する経費である。燃料費・光熱費の負担について、令和4年度現在は国の激変緩和事業により一定抑制されているが、現状令和5年9月末までの措置であることから、それ以降の負担に懸念がある。給食センターという特性上、燃料費・光熱水費の支出を極端に減らすことは難しいが、現場において節電・節約を求めている状況である。
(7)	小佐々学校給食センター管理運	26,334,031	22,394,291	同上	同上
(8)	鹿町江迎学校給食センター管理運営費	55,432,219	55,128,656	同上	同上
(9)	佐世保市学校給食センター管理	263,959,410	260,761,417	同上	同上
(10)	学校給食費公会計化導入経費	42,288,196	17,765,497	①特に委託料につき約1814万円の不用額が出ているがその理由如何、②委託契約の詳細如何	①学校給食費管理システム開発業務について、プロポーザル方式による業者選定の結果、当初の見込みよりも安価に契約ができたことから不用額が生じたものである。 ②令和4年度開始の学校給食費公会計化に向けて、システムの開発やデータ連携業務を委託したものである。

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
15	令3	一般会計	教育費	保健体育費	保健体育 総務費	学校教育 事業	学校給食 費未納対 策事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	事業全体		6,638,648	5,679,476	①本事業の詳細、②主に、報酬、職員手当等人件費が占めているが、本事業の成果について伺いたい。		①私会計時は各学校において給食費の徴収管理を行っていたが、3ヵ月以上滞納があり学校で徴収が困難と判断した世帯については、学校保健課に対して、未納者対応の依頼がくる仕組みを構築していた。そこで、本課に未納対策担当の会計年度任用職員（パートタイム）2名を配置し、電話や文書による催告・臨戸訪問、児童手当からの引き去り、就学援助制度の紹介など、未納額の解消に努めていたものである。 ②本事業の実施により、学校の負担軽減、収納率の維持向上を図っている。（令和3年度の収納率は99.71%。）	

4 総務課・教育施設課令和3年度決算について

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
16	令3	一般会計	教育費	教育総務費	教育総務 管理費	「人づくり」にか かる人件 費	人件費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	給料		103,142,000	102,652,800	本事業の詳細		政策を支える包括的な事務事業 (教育委員会総務課25名の人件費から手当・共済費を除いたもの)	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
17	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校費)	学校管理費	「人づくり」にかかる人件費	人件費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		人件費全体	186,911,000	186,906,337	本事業の詳細		政策を支える包括的な事務事業 (中学校管理人24名の人件費)	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
18	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校費)	学校管理費	中学校管理運営事業	中学校運営費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		需用費全体	139,180,051	130,604,418	中学校運営に伴う消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費、修繕料等であり不可欠のコストと思われる。昨今の物価高騰による影響、対策の有無があれば伺いたい。		予算の範囲内において、学校の要望に基づいて各費目に配当を行っている。令和4年度については、エネルギー等物価高騰の影響を受け、学校で使用する灯油代について補正予算により追加配当を行ったところである。今後の対策としては、学校内及び関係機関との調整業務等をICTを利用することでペーパーレス化を図り、学校で使用する消耗品費を削減することができると考えられる。	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
19	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	学校管理 費	中学校管 理運営事 業	図書整備 (学校図 書館図書 標準)	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		需用費全体	20,202,300	20,194,643	<p>不可欠のコストと思われる。昨今の物価高騰による影響、学校図書館の重要性に鑑み、今後の予算につき増減予定があるかを伺いたい。</p>		<p>第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)により経費について地方交付税措置が講じられており、文科省より地方自治体に対しこれに基づく予算化が求められている。 令和5年度においては、選挙権年齢・成年年齢の18歳への引き下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることが一層重要とされ、学校図書館への新聞の複数配備について小学校について1校あたり1紙から2紙へ、中学校について2紙から3紙へ地方交付税措置が拡大されたため、本市においても予算を増額したところである。</p>	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
20	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	学校管理 費	中学校管 理運営事 業	教育用パ ソコン経 費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		需用費全体	33,087,004	32,971,254	<p>電子端末購入等GIGAスクール構想に鑑み不可欠のコストと思われる。昨今の物価高騰による影響、対策の有無があれば伺いたい。</p>		<p>物価高騰については課題ではあるが、現在、学校現場でも1人1台端末の活用が年々加速しており、ペーパーレス化の進行に伴う紙やインク等の削減により対応は可能だと考える。</p>	
(2)		教育用パソコン 整備全体	110,971,000	110,535,886	同上		<p>リースにより費用を平準化することでコストを分散させて同様の設備の維持を行う。</p>	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
21	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	学校管理 費	中学校施 設維持改 修事業	学校施設 補修	
			名称	予算現額	決算額	疑問		回答
(1)			需用費全体	17,000,000	16,946,933	学校運営に不可欠のコストと 思われる。昨今の物価高騰に よる影響、対策の有無があれ ば伺いたい。		今後、施設の包括管理委託の導入に より縮減したコストをもって物価高 騰によるコスト増に対応する見込 み。

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
22	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	学校管理 費	中学校施 設維持改 修事業	一般施設 改修	
			名称	予算現額	決算額	疑問		回答
(1)			工事請負費全体	145,157,000	59,084,101	学校運営に不可欠のコストと 思われる。昨今の物価高騰に よる影響、対策の有無があれ ば伺いたい。		今後、施設の包括管理委託の導入に より縮減したコストをもって物価高 騰によるコスト増に対応する見込 み。

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
23	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	教育振興 費	中学校生 徒助成事 業	就学援助 費 (中学 校)	
			名称	予算現額	決算額	疑問		回答
(1)			委託料	1,614,000	1,613,900	委託の詳細		就学援助システム保守料
(2)			扶助費	146,800,000	125,324,905	令和2年度の決算額1億1916万 5654円より増加している。佐 世保市にて把握している理由 があれば伺いたい。		<ul style="list-style-type: none"> ●認定者数の増によるもの 令和2年度：1,328人 令和3年度：1333人 ●コロナウイルス感染症の影響によ り縮小されていた修学旅行が、一部 拡大されたことによる増 修学旅行に係る支給額 令和2年度： 5,349,195円 令和3年度：10,356,945円

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
24	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	教育振興 費	中学校生 徒助成事 業	特別支援 教育就学 奨励費 (中学 校)	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	扶助費		3,894,000	3,039,226	令和2年度の決算額271万 7199円より増加している。佐 世保市にて把握している理由 があれば伺いたい。		●認定者数の増によるもの 令和2年度：55人 令和3年度：64人	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
25	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	教育振興 費	中学校生 徒助成事 業	遠距離通 学児童生 徒通学費 補助金	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)	負担金補助及び 交付金		12,309,000	10,395,200	本事業の詳細		通学距離が片道6キロ以上の生徒及び 船舶利用の生徒の通学費を助成し、 保護者の負担軽減を図る事業	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
26	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校費)	教育振興費	中学校生徒助成事業	中学校スクールバス運行事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		委託料	4,823,000	4,822,200	①本事業の詳細、②令和2年度の決算額638万7800円より減少増加している。廃止路線があるか等佐世保市にて把握している事情があれば伺いたい。		<p>①野崎中学校と愛宕中学校の統廃合により、既存の交通手段で通学することが困難になった生徒のためにスクールバスを運行している。</p> <p>②スクールバス運行事業の委託料総額1,315,600円を小・中学校の児童生徒数で毎年度案分して支払っているため決算額が減額しているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 小学校：18人 6,763,800円 中学校：17人 6,387,800円 ・令和3年度 小学校：19人 8,329,400円 中学校：11人 4,822,200円 	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
27	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校費)	学校建設費	「人づくり」にかかる人件費	人件費	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		人件費全体	5,558,000	5,553,736	本事業の詳細		学校建設・設計等に係る職員の職員給与費（営繕課職員分1名）	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
28	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校費)	学校建設費	中学校施設整備事業	大規模改造（便所、外壁）	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		工事請負費	129,252,000	12,439,900	本事業の詳細		主に老朽化に起因する改修工事（外壁、屋上防水、空調機等）	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
29	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	学校建設 費	中学校施 設整備事 業	清水中学 校校舎改 築等事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		委託料全体	138,531,000	104,029,750	本事業の詳細		改築に必要となる設計・調査等 【R3実施】 実施設計(校舎、外構・運動場)、試錐調査 【R3→R4繰越】R3第22号補正(前倒し) 文化財発掘調査支援業務(建設予定地の埋蔵文化財調査)	
(2)		工事請負費	1,118,689,000	38,602,150	同上		校舎改築工事及び周辺工事 【R3実施】 プール解体工事、運動場改修工事、防球ネット設置工事 【R3→R4繰越】R3第22号補正(前倒し) 校舎改築工事(建電管)及び附帯工事	

番号	年度	会計	款	項	目	細目	細々目	
30	令3	一般会計	教育費	教育総務費 (中学校 費)	学校建設 費	中学校施 設整備事 業	中学校特 別教室等 空調整備 事業	
		名称	予算現額	決算額	疑問		回答	
(1)		委託料	500,000	500,000	本事業の詳細		市立小中学校の特別教室のうち、全ての理科室と音楽室、及び一部の少人数指導教室に空調を新たに整備するもの	
(2)		工事請負費	17,576,000	0	令和3年度は、エアコン完備率100%であり、特に空調工事無しとの理解でよいか。これは中学校		否。全額翌年度繰越 (国の令和3年度第1次補正予算に伴い令和4年度実施の本事業についてR3前倒し→R4年度繰越による実施)	

	名称	予算現額	決算額	疑問		回答
31	令3	一般会計	教育費	保健体育費	学校給食費 「人づくり」にかかる人件費	人件費
	名称	予算現額	決算額	疑問		回答
(1)	人件費全体	174,412,000	174,397,156	本事業の詳細		政策を支える包括的な事務事業 (学校給食調理士26名の人件費)

【意見】

市立中学校運営の予算については、生徒の教育という目的の重要性の上で、給食や教材の調達、職員の人件費等必要経費と評価すべき部分や政策遂行のための費用が大きく占めている。それゆえ、予算の節減は容易ではない。また、中学校及び生徒数等の規模を考慮すると、ICT機器導入による合理化等も長期的対応を要し速効性を見出すことは難しい。市立中学校に期待されているICTリテラシー教育、外国語教育への対応のためには、番号6(1)のICTに関する委託料や番号8(1)のALT派遣報酬についても、さらなる充実を要求されると思われる。他方、令和4年度における物価の上昇傾向から、市立中学校の財政は厳しい状況にある。これにつき、佐世保市から、対処法について回答がなされているが、特に給食の食材費高騰につき懸念があるとの回答がなされている(番号14(2))ことから、佐世保市としても注視していることと推測できる。

令和3年度の決算について、新型コロナウイルス感染症流行により支出が減少したことによる不用額発生も認められるが、同感染症流行の緩和により、再び予算編成の必要が予測される場所である。

予算については、新型コロナウイルス感染症流行の緩和を一つの機会として、不用額が高かった項目についての見直し、また、「特色ある学校作り政策」(番号3(1))やいのちの教育(番号10(1))については、その必要性について考慮しつつも縮小の可否等を検討する等して、後述の教育DXや給食調達費用等へ割り振る等、検討していただきたい。

第4部

佐世保市立中学校の事務執行及び管理運営

第1章 監査の観点・方法

佐世保市立中学校全域の概要、佐世保市立中学校の事務分掌、佐世保市内の中学校における事件・事故の概要について佐世保市に資料提出を求め、そのほか佐世保市のホームページ等の資料も参考にし、これらの現状を確認した。さらに、これらの点について、適宜意見を述べる。

第2章 佐世保市立中学校全域の概要

第1 佐世保市立中学校の生徒数等

佐世保市立中学校の生徒数は、令和4年5月1日時点で合計6189人、学級数254、教員数502名である。

			令和4年5月1日現在		
校名		所在地	生徒数	学級数	教員数
宮	中学校	城間町338-1	45	4	11
三川 内	中学校	新行江町957	85	5	14
広田	中学校	重尾町188	506	16	28
早岐	中学校	陣の内町100	616	22	41
東明	中学校	江上町814	190	8	16
日宇	中学校	日宇町2181	588	20	35
崎辺	中学校	天神町1706	229	10	19
福石	中学校	干尽町2-10	232	9	18
山澄	中学校	須田尾町232	302	13	23

祇園	中学校	祇園町 1 4 - 1 2	405	15	28
清水	中学校	万徳町 9 - 7	250	11	24
光海	中学校	金比良町 1 - 1 5	54	5	12
愛宕	中学校	赤崎町 4 8 3 - 2	210	8	16
日野	中学校	日野町 2 0 7 9	365	13	25
相浦	中学校	川下町 2 7 7	436	16	29
中里	中学校	中里町 9 0 5	377	14	25
大野	中学校	松瀬町 8 3 8	578	21	36
柚木	中学校	柚木町 2 0 6 3	79	4	11
吉井	中学校	吉井町前岳 3 - 2	147	8	16
世知 原	中学校	世知原町栗迎 1 3 2 - 1	69	6	16
宇久	中学校	宇久町平 2 3 0 3	17	3	11
小 佐々	中学校	小佐々町西川内 1 3 2	187	8	17
江迎	中学校	江迎町乱橋 5 8 4	139	9	18
鹿町	中学校	鹿町町下歌ヶ浦 1 - 1 6	83	6	13
			6189	254	502

第2 佐世保市の通学区域

令和3年12月1日時点における、佐世保市の通学区域は以下の通りである。佐世保市では住民登録している住所によって通学する小・中学校を指定しており、指定された学校以外の学校へ通学を希望する場合には、就学指定校変更基準（地理的・距離的理由、留守家庭、転居予定など後述の通り）に基づき、審議する必要がある。

小 学 校		中 学 校	
学 校 名	44 校通学区域	学 校 名	24 校通学区域
宮	南風崎町 城間町 瀬道町 萩坂町 奥山町 宮津町 長畑町	宮	南風崎町 城間町 瀬道町 萩 坂町 奥山町 宮津町 長畑町
三 川 内	桑木場町 新替町 三川内 本町 木原町 下の原町 口の尾町 横手町 心野町 三川内町 三川内新町 新 行江町 吉福町 江永町	三 川 内	桑木場町 新替町 三川内本町 木原町 下の原町 塩浸町 口 の尾町 三川内町 三川内新町 新行江町 吉福町 江永町 横 手町 心野町
広田	重尾町 浦川内町 広田 町 広田一丁目 広田二 丁目 広田三丁目 広田四 丁目 中原町 崎岡町 ハ ウステンボス町の一部	広田	重尾町 浦川内町 広田町 広 田一丁目 広田二丁目 広田三 丁目 広田四丁目 中原町 崎 岡町 ハウステンボス町の一部
早岐	平松町 上原町（一部を除 く）陣の内町 早苗町 勝 海町 若竹台町 田の浦 町早岐一丁目 早岐二丁目 早岐三丁目 有福町の一部	早岐	平松町 有福町の一部 早岐一 丁目 早岐二丁目 早岐三丁目 陣の内町 勝海町 若竹台町 田の浦町 早苗町 上原町 花高一丁目 花高二丁目 花高 三丁目 花高四丁目 権常寺町 権常寺一丁目
花高	花高一丁目 花高二丁目 花高三丁目 花高四丁目 権常寺町 権常寺一丁目		

	上原町の一部		
江上	江上町 指方町 ハウステンボス町(一部を除く) 有福町(一部を除く)	東明	有福町(一部を除く) 指方町 江上町 ハウステンボス町(一部を除く) 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町
針尾	針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町		
大塔	大塔町 もみじが丘町 卸本町 大岳台町 日宇町の一部 白岳町の一部 ひうみ町	日宇	大塔町 もみじが丘町 日宇町 黒髪町 大和町(一部を除く) 白岳町 卸本町 大岳台町 ひうみ町
黒髪	黒髪町		
日宇	日宇町(一部を除く) 大和町(一部を除く) 白岳町(一部を除く)		
港	十郎新町 天神四丁目(一部を除く) 天神五丁目の一部 天神町 崎辺町	崎辺	天神二丁目の一部 天神三丁目(一部を除く) 天神四丁目 天神五丁目(一部を除く) 天神町 大黒町の一部 東浜町 崎辺町 十郎新町
天神	東浜町 天神一丁目 天神二丁目 天神三丁目 天神四丁目の一部 天神五丁目(一部を除く) 大黒町(一部を除く)		
福石	東山町 大和町の一部 大宮町 前畑町 千尽町		
		福石	東山町 大黒町(一部を除く) 大宮町 天神一丁目 天神二丁目(一部を除く) 天神三丁目の一部 天神五丁目の一部 大和町の一部 稲荷町の一部 前畑

	(一部を除く) 大黒町の一部 沖新町		町 千尽町 (一部を除く) 沖新町
木風	稲荷町 木風町 藤原町	山澄	福石町 若葉町 潮見町 山澄町 須田尾町 峰坂町 三浦町 (一部を除く) 白南風町 木風町 藤原町 稲荷町 (一部を除く) 千尽町の一部 白木町の一部
潮見	福石町 若葉町 潮見町 千尽町の一部		
白南風	山澄町 須田尾町 峰坂町 三浦町 (一部を除く) 白南風町 白木町の一部		
小佐世保	白木町 (一部を除く) 小佐世保町 須佐町 高梨町	祇園	白木町 (一部を除く) 小佐世保町 須佐町 高梨町 戸尾町 松川町 京坪町 上京町 下京町 塩浜町 万津町 山県町 平瀬町の一部 三浦町の一部 新港町 花園町 熊野町 山手町 名切町 折橋町 松山町 田代町 湊町 宮地町 栄町 松浦町 常盤町 祇園町 宮崎町 光月町 島地町 勝富町 島瀬町 本島町 高天町 烏帽子町
祇園	戸尾町 松川町 京坪町 上京町 下京町 塩浜町 万津町 山県町 平瀬町の一部 祇園町 宮崎町 光月町 島地町 宮地町 勝富町 島瀬町 栄町 松浦町 本島町 高天町 常盤町 湊町 三浦町の一部 新港町		
山手	熊野町 名切町 花園町 山手町 折橋町 松山町 田代町 烏帽子町		
清水	八幡町 城山町 宮田町 俵町 梅田町 横尾町の一部	清水	保立町 宮田町 梅田町 清水町 城山町 中通町 石坂町

	部 保立町 中通町 石坂町 清水町 福田町 万徳町		万徳町 八幡町 比良町東大久保町 西大久保町 泉町 長尾町 園田町 上町 元町 木場田町 福田町 相生町 俵町 天満町 高砂町 浜田町 谷郷町 横尾町 春日町 小野町の一部
大久保	谷郷町 浜田町 相生町 天満町 高砂町 木場田町 比良町 元町 上町 長尾町 園田町 泉町 西大久保町 東大久保町 小野町の一部		
春日	横尾町（一部を除く） 春日町 桜木町 赤木町 瀬戸越一丁目 瀬戸越二丁目 瀬戸越三丁目 瀬戸越四丁目 瀬戸越町	大野	桜木町 赤木町 矢峰町 瀬戸越一丁目 瀬戸越二丁目 瀬戸越三丁目 瀬戸越四丁目 瀬戸越町 松原町 原分町 大野町 田原町 楠木町 松瀬町 知見寺町
大野	矢峰町 松原町 原分町 松瀬町 知見寺町 大野町 田原町 楠木町		
金比良	神島町 鵜渡越町 今福町 金比良町 御船町 矢岳町 平瀬町（一部を除く）	光海	神島町 鵜渡越町 今福町 金比良町 御船町 矢岳町 平瀬町（一部を除く）
赤崎	小島町 赤崎町 立神町 鹿子前町（一部を除く）	愛宕	小島町 赤崎町 立神町 鹿子前町 （一部を除く） 船越町 下船越町 庵浦町 俵ヶ浦町 野崎町
船越	船越町 下船越町 庵浦町 野崎町 俵ヶ浦町		
相浦	上相浦町 木宮町 愛宕町	相浦	上相浦町 木宮町 光町 棚方

	竹辺町 新田町 小野町 (一部を除く) 川下町 母ヶ浦町		町 相浦町 愛宕町 竹辺町 新田町 小野町 (一部を除く) 高島町 (一部を除く) 川下町 母ヶ浦町
高島	高島町 (一部を除く)		
相浦 西	光町 棚方町 相浦町 大 潟町 (一部を除く)	日野	長坂町 大潟町 日野町 星和 台町 椎木町 鹿子前町の一部
大崎	大潟町の一部		
日野	日野町 星和台町 長坂町 椎木町 鹿子前町の一部		
中里	中里町 上本山町 下本山 町 八の久保町 岳野町 吉岡町 (一部を除く)	中里	中里町 上本山町 下本山町 八の久保町 岳野町 吉岡町 小川内町 皆瀬町 野中町 十 文野町 白仁田町 牧の地町 踊石町 菰田町
皆瀬	皆瀬町 野中町 十文野町 白仁田町 牧の地町 踊石 町 小川内町 菰田町 吉岡町の一部		
柚木	柚木元町 筒井町 潜木町 上柚木町 小舟町 高花町 戸ヶ倉町 里美町 川谷町 下宇戸町 柚木町	柚木	柚木元町 筒井町 潜木町 上 柚木町 柚木町 小舟町 高花 町 戸ヶ倉町 里美町 川谷町 下宇戸町
吉井 南	吉井町立石 吉井町大渡 吉井町前岳 吉井町踊瀬 吉井町春明 吉井町橋川内 吉井町橋口 吉井町上吉田 吉井町田原 吉井町吉元	吉井	吉井町立石 吉井町大渡 吉井 町前岳 吉井町踊瀬 吉井町春 明 吉井町橋川内 吉井町橋口 吉井町上吉田 吉井町田原 吉 井町吉元 吉井町下原 吉井町

	吉井町下原 吉井町乙石尾 吉井町高峰		乙石尾 吉井町高峰 吉井町草 ノ尾 吉井町福井 吉井町板樋 吉井町梶木場 吉井町直谷
吉井北	吉井町草ノ尾 吉井町福井 吉井町板樋 吉井町梶木場 吉井町直谷		
世知原	世知原町開作 世知原町上 野原 世知原町槍巻 世知 原町北川内 世知原町赤木 場 世知原町中通 世知原 町長田代 世知原町太田 世知原町木浦原 世知原町 筈瀬 世知原町岩谷口 世 知原町栗迎 世知原町矢櫃 世知原町西 ノ岳	世知原	世知原町開作 世知原町上野原 世知原町槍巻 世知原町北川内 世知原町赤木場 世知原町中通 世知原町長田代 世知原町太田 世知原町木浦原 世知原町筈瀬 世知原町岩谷口 世知原町栗迎 世知原町矢櫃 世知原町西ノ岳
宇久	宇久町平 宇久町野方 宇 久町太田江 宇久町木場 宇久町大久保 宇久町小浜 宇久町神浦 宇久町飯良 宇久町本飯良 宇久町寺島	宇久	宇久町平 宇久町野方 宇久町 太田江 宇久町木場 宇久町大 久保 宇久町小浜 宇久町神浦 宇久町飯良 宇久町本飯良 宇久町寺島
小佐々	小佐々町黒石 小佐々町小 坂 小佐々町臼ノ浦 小 佐々町田原 小佐々町平原 小佐々町岳ノ木場	小佐々	小佐々町黒石 小佐々町小坂 小佐々町臼ノ浦 小佐々町田原 小佐々町平原 小佐々町岳ノ木 場 小佐々町西川内 小佐々町

	小佐々町西川内 小佐々町 葛籠		楠泊 小佐々町矢岳 小佐々町 葛籠
楠栖	小佐々町楠泊 小佐々町矢 岳		
江迎	江迎町梶ノ村 江迎町北田 江迎町飯良坂 江迎町根引 江迎町栗越 江迎町箆尾 江迎町中尾 江迎町奥川内 (一部を除く) 江迎町長坂 江迎町上川内 江迎町埋立 江迎町末橋 江迎町三浦 江迎町北平 江迎町乱橋 江迎町小川内 江迎町赤坂	江迎	江迎町梶ノ村 江迎町北田 江迎町飯良坂 江迎町根引 江 迎町栗越 江迎町箆尾 江迎町 中尾 江迎町奥川内 江迎町長 坂 江迎町上川内 江迎町埋立 江迎町末橋 江迎町三浦 江迎 町北平 江迎町乱橋 江迎町小 川内 江迎町赤坂 江迎町志戸 氏 江迎町七腕 江迎町猪調 江迎町田ノ元
猪調	江迎町志戸氏 江迎町七腕 江迎町猪調 江迎町田ノ元 江迎町奥川内の一部		
鹿町	鹿町町深江 鹿町町新深江 鹿町町深江潟 鹿町町土肥 ノ浦 鹿町町鹿町 鹿町町 口ノ里 (一部を除く)	鹿町	鹿町町深江 鹿町町新深江 鹿 町町深江潟 鹿町町土肥ノ浦 鹿町町鹿町 鹿町町口ノ里 鹿 町町中野 鹿町町船ノ村 鹿町 町上歌ヶ浦 鹿町町下歌ヶ浦 鹿町町長串 鹿町町九十九島 鹿町町大屋
歌浦	鹿町町中野 鹿町町船ノ村 鹿町町上歌ヶ浦 鹿町町下 歌ヶ浦 鹿町町長串 鹿町 町九十九島 鹿町町大屋 鹿町町口ノ里の一部		

義務教育学校	
学校名	2校通学区域
黒島小中学校	黒島町
浅子小中学校	浅子町 高島町の一部

就学指定校変更基準は以下の通りである。

	許可事項	許可基準	対象学年	期間	添付書類
①	地理的・距離的理由	指定校よりも希望校の方が自宅からの距離が近い場合 <u>(新入学・転居・転入時に限る)</u>	全学年 ※新1年生については入学時に受入可能人数により抽選となる場合があります。	卒業まで	不要
②	留守家庭	保護者の勤務の都合により、祖父母宅などの下校地の校区へ通学を希望する場合	小学校全学年	小学校卒業まで	・勤務証明書 ・承諾書

		※下校地が児童センター・学童の場合には校区にない場合		で	
③	部活動	希望する部活動が指定校になく、隣接する学校にある場合 <u>(新入学・転居・転入時に限る)</u>	中学校全学年	卒業まで	誓約書
④	小中一貫校	小中一貫校を卒業予定の児童で、中学校も継続して通学希望の場合 <u>(新入学時に限る)</u>	中学校1年生	卒業まで	不要
⑤	転居予定	・住家の新築・改築等での転居予定で、入学又は学期初めから通学希望の場合(新しい学校に前もって通学したい場合) ・住家の増・改築のため、工事期間中、校区外から通学希望の場合(元の学校に通い続けたい場合) <u>(新入学・転居時に限る)</u>	全学年	その期間	・竣工予定証明書 ・入居予定証明書
⑥	学期途中	学期途中で市内転居した場合 <u>(転居時に限る)</u>	全学年	学期末まで	不要
⑦	最終学年	小学6年生・中学3年生時の転居の場合(それぞれ小5、中2修了式翌日以降) <u>(転居時に限る)</u>	最終学年	卒業まで	不要

⑧	隣接 校区	在学中に通学している学校に隣接する校区に転居した場合 <u>(転居時に限る)</u>	全学年	卒業 まで	不要
⑨	きょう うだ い 関 係	何らかの理由によりきょうだいが、指定外通学しており <u>(在学中であること)</u> 、同じ学校へ通学を希望する場合	全学年	該 当 に よ る	不要
⑩	そ の 他	家庭の事情・身体的理由など、特別な事情により教育上配慮が必要であると教育委員会が認める場合	全学年	事 由 に よ る	事 由 に よ る

第3章 佐世保市立中学校の事務分掌

佐世保市立の各中学校における事務分掌は以下の通りである。なお、教職員の氏名についてはマスキング処理を施している。